益子町立中学校体育館空調設備設置工事

建築主　　益子町

設計　　株式会社 フケタ設計

益子町立中学校体育館空調設備設置工事　　図面リスト

意匠図

図面番号	図　面　名　称
A－００	表紙
A－００	図面リスト
A－０１	改修工事特記仕様書(1)
A－０２	改修工事特記仕様書(2)
A－０３	改修工事特記仕様書(3)
A－０４	改修工事特記仕様書(4)
A－０５	改修工事特記仕様書(5)
A－０６	改修工事特記仕様書(6)

田野中学校　意匠図

図面番号	図　面　名　称
aA－０１	案内図・配置図
aA－０２	平面図（アリーナ）
aA－０３	平面図（キャットウォーク）
aA－０４	屋根伏図
aA－０５	立面図
aA－０６	断面詳細図
aA－０７	建具キープラン
aA－０８	建具表

益子中学校　意匠図

図面番号	図　面　名　称
bA－０１	案内図・配置図
bA－０２	平面図（アリーナ）
bA－０３	平面図（キャットウォーク）
bA－０４	屋根伏図
bA－０５	立面図
bA－０６	断面詳細図
bA－０７	建具キープラン、建具表

七井中学校　意匠図

図面番号	図　面　名　称
cA－０１	案内図・配置図
cA－０２	平面図（アリーナ）
cA－０３	平面図（キャットウォーク）
cA－０４	屋根伏図
cA－０５	立面図
cA－０６	断面詳細図
cA－０７	建具キープラン
cA－０８	建具表

電気設備図

図面番号	図　面　名　称
E－０１	電気設備工事特記仕様書(1)
E－０２	電気設備工事特記仕様書(2)
E－０３	電気設備工事特記仕様書(3)

田野中学校　電気設備図

図面番号	図　面　名　称
aE－０１	受変電設備結線図
aE－０２	幹線設備平面図
aE－０３	動力設備１階平面図(アリーナ)

益子中学校　電気設備図

図面番号	図　面　名　称
bE－０１	受変電設備結線図
bE－０２	幹線設備平面図(アリーナ)
bE－０３	動力設備平面図(アリーナ)

七井中学校　電気設備図

図面番号	図　面　名　称
cE－０１	受変電設備結線図
cE－０２	幹線設備平面図
cE－０３	動力設備平面図(アリーナ)

機械設備図

図面番号	図　面　名　称
M－０１	機械設備工事特記仕様書(1)
M－０２	機械設備工事特記仕様書(2)
M－０３	機械設備工事特記仕様書(3)
M－０４	空調設備工事　凡例
M－０５	空調機器仕様表(2)中学校

田野中学校　機械設備図

図面番号	図　面　名　称
aM－０１	空調設備１階平面図（アリーナ）
aM－０２	空調設備２階平面図（卓球場）
aM－０３	空調設備断面図
aM－０４	自動制御図（1）
aM－０５	自動制御図（2）

益子中学校　機械設備図

図面番号	図　面　名　称
bM－０１	空調設備１階平面図（アリーナ）
bM－０２	空調設備２階平面図（卓球室）
bM－０３	空調設備断面図
bM－０４	自動制御図（1）
bM－０５	自動制御図（2）

七井中学校　機械設備図

図面番号	図　面　名　称
cM－０１	空調設備１階平面図（アリーナ）
cM－０２	空調設備断面図
cM－０３	自動制御図

工事名	益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No.	０６０６６
図名	図面リスト	製計	R07.02.28
		縮尺	S＝N.S.
		図面No.	A－００
株式会社 フケタ設計 代表取締役　三柴　富男　一級建築士登録番号　８９４７９号 本　社　栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号　TEL 028(622)8928		承 / 検 / 製 / 図	

管理建築士　古澤 康夫　一級建築士登録番号２２３９２５号
従事する建築士　一級建築士登録番号　号
従事する建築士　一級建築士登録番号　号

益子町立中学校体育館空調設備設置工事

特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　　田野中学校、益子中学校、七井中学校
2．敷地面積
3．用途地域その他の地域
4．工事種目

建築物名称	工事種別	構造概要	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)

5．指定部分　　・有 ・無
対象部分（　）指定部分工期（ 年 月 日）

Ⅱ 建築工事仕様

1．共通仕様
設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）(最新版）」（以下「改修標仕」という。）に準拠し、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（最新版）」（以下「標仕」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下「解体共仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。
（1）質問回答書（（2）から（5）に対するもの）
（2）現場説明書(入札条件書(特記事項)含む)
（3）特記仕様書
（4）図面及び設計書
（5）改修標仕、標仕及び解体共仕
また、公営住宅工事においては上記の一部に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（最新版）」（以下、「公住仕」という。）及び「公共住宅改修工事共通仕様書（初版）」（以下、「改修公住」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。
（1）質問回答書（（2）から（7）に対するもの）
（2）現場説明書(入札条件書(特記事項)含む)
（3）特記仕様書
（4）図面及び設計書
（5）改修標仕及び解体共仕
（6）公住仕及び改修公住仕
（7）機材の品質・性能基準（最新版)(以下、「品質・性能基準」という。）
2．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項で●印、◎印、・印のある場合の適用は下記による。
●印の付いた仕様は全て適用する。
●印の付かない場合は、◎印の付いた仕様を適用する。
・印のみの仕様は適用しない。
（3）特記事項に記載の（．．．）内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図または表を示す。
（4）特記事項に記載の（標仕．．．）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または表を示す。

（5）特記事項に記載の（公住仕．．．）内表示番号は、公住仕の当該項目、当該図または表を示す。
（6）製造所名は五十音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。また、（　）内は製品名を示す。

1章 一般共通事項

○1-1適用基準等

◎建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定（最新版）
◎敷地調査共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定（最新版）
◎工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)
◎建築物におけるコンクリートの品質管理実施要領　栃木県土木部技術管理課(平成14年12月)
◎建設工事に伴う騒音振動対策技術指針　建設省大臣官房技術参事官通達（昭和62年３月改正）
◎手引き先行工法に関するガイドライン　厚生労働省(平成21年４月)

○1-2工事実績情報システム(CORINS)への登録（1.1.4）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

・1-3発生材の処理等

［発生土］
・構内指示の場所に敷均し　・構外指示の場所にたい積
・構内指示の場所にたい積　たい積場所（　）
◎構外搬出適切処理（処理場所は入札条件書(特記事項)による）
［発生土以外の発生材］
・引渡しを要するもの　・有　名称（　）　・無
・特別管理型産業廃棄物　・有　名称（　）　・無
処理方法（　）
・再利用及び再資源化を図るもの　・有　名称（　）　・無
◎上記に指定されていないものは、改修標仕1.3.11(2)及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。
（1）建設副産物実態調査表領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。
（2）建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
（3）建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
（4）建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
（5）建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○1-4品質計画（1.2.2）

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
◎風圧力
風速（Vo=30m/s）
地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ）
・積雪荷重
平成12年５月31日建設省告示第1455号別表（　）

・1-5電気保安技術者の配置（1.3.3）

・要　◎不要

○1-6施工条件明示（1.3.5）

工事用車両の駐車場所　・敷地内　・敷地外（　）
資機材の置場所　・敷地内　・敷地外（　）

・1-7材料の検査に伴う試験（1.4.5）

構造体コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験は下記の機関による。
（1）(公財)とちぎ建設技術センター
（2）足利大学
（3）(株)中研コンサルタント関東技術センター
（4）栃木県中央生コンクリート協同組合栃木県生コンクリート技術センター

○1-8建築材料の品質等（1.4.2）

本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとしＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の項目を満たすものとし、証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。
（1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
（2）生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること。
（3）安定的な供給が可能であること。
（4）法令等で定める許可、認可、認定、または免許等を取得していること。
（5）製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
（6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。
また、本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するものまたは同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。
なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（以下、「評価名簿」という。）に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

・1-9再生骨材の品質確保について

本工事に再生骨材を利用する場合は、「再生クラッシャーランの品質確保に関する当面の措置について」（平成15年９月16日栃木県県土整備部技術管理課）により、現場搬入時に目視確認を行い、「再生クラッシャーラン(RC材)品質確認状況報告書」を作成の上、速やかに監督職員に提出するものとする。

・1-10ゴム製品等の品質確認等について

本工事に東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、「ゴム製品等」という。）を使用する場合には、受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面、人事面で関係がない者）によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。

なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

○1-11アスベスト含有分析調査済箇所

調査済箇所（材料名）	含有の有無
七井中学校	・無 ●有（含有物質名：クリソタイル）
益子中学校	●無 ・有（含有物質名：　）
益子小学校	●無 ・有（含有物質名：　）
田野小学校	●無 ・有（含有物質名：　）

・1-12アスベスト含有建材の調査（1.5.1）

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
平成18（2006）年９月１日以降に着工した建築物等　・該当する（　）　・該当しない（　）

調査箇所（材料名）	調査方法（１材料あたりの採取箇所数）
	◎定性分析（◎３ ・ ）　・定量分析（・３ ・ ）
	◎定性分析（◎３ ・ ）　・定量分析（・３ ・ ）
	◎定性分析（◎３ ・ ）　・定量分析（・３ ・ ）

分析対象　◎アスベスト６種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）
分析方法　◎定性分析にあってはJIS A 1481-1またはJIS A 1481-2により、定量分析にあってはJIS A 1481-3 、JIS A 1481-4またはJIS A 1481-5による。
貸与資料　・石綿含有建材の調査報告書　・
分析結果については、監督職員に提出すること。

○1-13化学物質を発散する建築材料等（1.7.9）

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。
（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（3）接着剤は可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。
（4）接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（5）(1)(3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④ 建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○1-14特殊な材料の工法

改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

○1-15技能士（1.7.2）

適用工事種別	技能検定の種別
仮設工事	●とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立作業
コンクリート工事	・型枠工事作業　・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ･ALｸﾊﾟﾈﾙ 押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・コンクリートブロック工事作業 ・ＡＬＣパネル工事作業
防水工事	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	・石張り作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業　・スレート工事作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	・ビル用サッシ施工作業 ●ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業 ・ビル用サッシ施工作業　・ガラス工事作業
塗装工事	●建築塗装作業
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業　・壁装作業 ・ボード仕上げ工事作業
排水工事	・建築配管作業
舗装工事	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	・造園工事作業

・1-16化学物質の濃度測定（1.7.9）

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。
測定方法　◎パッシブ型　・アクティブ型
着工前の測定　◎行わない　・行う
測定対象室　・図示　・
測定箇所数　・図示　・
(住宅工事の場合は１住戸当たり２室以上)
報告の様式等については監督職員の指示による

○1-17完成図等（1.9.2.3）

◎作成する　・作成しない
◎完成図　◎製本　提出部数 ◎３部 ・ 部
複写２つ折り製本、製本サイズは監督員の指示による。
●ＣＤ－Ｒ　提出部数（ ２ ）部
◎施工図　提出部数 ◎１部 ・ 部
◎保全に関する資料　提出部数 ◎１部 ・ 部

○1-18施工図等の取り扱い（1.9.2）

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

○1-19完成写真

下記のものを監督職員に提出する。

分類・規格	提出部数	画素数、画質等
◎カラーキャビネ版 ●アルバム綴じ（黒表紙金文字入り） ・べた焼き（他に外観正面１ｶｯﾄ５枚(ｶﾗｰｷｬﾋﾞﾈ版)提出	◎２	◎428万画素以上
・カラーパネル324×400mm	◎３	
◎電子データ	◎２	◎428万画素以上 ◎350dpi以上

電子データはJPEG形式としＣＤ－Ｒにて提出する。
撮影箇所及び箇所数は監督職員との協議による。

○1-20他工事との取り合い

別表－１による他工事との取り合いについては、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

・1-21設計GL

監督職員の指示による。

○1-22調査試験に対する協力

（1）受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
（2）受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○1-23火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち１以上に加入する。
契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○1-24法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○1-25下請負人の選定及び工事材料の選定

◎受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
◎受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

・1-26電子納品

◎適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第11版）」とする
設計CADﾃﾞｰﾀの貸与　・無　◎有（著作者名 ◎設計者 ・その他（　））
◎貸与するCADﾃﾞｰﾀを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
◎書面における著名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○1-27交通安全管理（1.3.9）

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和６年５月31日以前：平成21年９月30日栃木県公安委員会告示第54号、令和６年６月１日以降：令和５年11月30日栃木県公安委員会告示第61号)の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を１人以上配置しなければならない。

○1-28環境対策（1.3.11）

（1）騒音・振動対策
受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年４月９日国交省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
（2）排出ガス対策
受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第３に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成３年10月８日付け建設省経発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
（3）グリーン購入法
受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

○1-29施工数量調査等（1.6.2.3）

調査範囲及び調査方法　・図示
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示
［埋設物等の調査等］
給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○1-30事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
［工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について］
万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。

工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生の速報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○1-31不正軽油使用の防止対策

（1）本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年５月25日法律第51号)を遵守すること。
（2）本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（ＪＩＳ）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○1-32過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。

（1）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
（2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
（3）資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
（4）さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込ませず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
（5）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
（6）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
（7）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
（8）下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
（9）(1）～（8）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

○1-33暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

（1）栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
（2）(1）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
（3）発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事		No. ０６０６６	管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 改修工事特記仕様書(1)		製計 R07.02.28	従事する建築士
		縮尺 S＝N.S.	一級建築士登録番号 号
株式会社 フケタ設計		図面No. A－０１	従事する建築士
代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号		承 検	一級建築士登録番号 号
本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928		認 図	

○1-34工事の一時中止

（１）契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

（２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

○1-35墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第３項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年１月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

２章 仮設工事

○2-1監督職員事務所等 (2.4.1)

・設ける　　◎設けない

監督職員事務所の規模　・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度

備品 種類・数量（　）

○2-2工事用水

構内既存の施設　　◎利用できない　　●利用できる（◎有償　・無償）

○2-3工事用電力

構内既存の施設　　◎利用できない　　●利用できる（◎有償　・無償）

○2-4足場その他 (2.2.1)

内部足場　　●設ける（◎脚立、足場板、ローリングタワー等　・　）　・設けない

外部足場　　●設ける　・設けない

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立て、解体または変更の作業時及び使用時には、常時同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式または（３）手すり先行専用足場方式により行う。

なお、これにより難い場合は監督職員と協議すること。

・本工事で定置したものを別契約の関係請負者が無償で使用できる。

防護シートによる養生　　◎行う　・行わない

材料、撤去材等の運搬　　・Ａ種 ◎Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種

○2-5養生 (2.3.1)

既存部分の養生　　◎ビニールシート等 ・合板等

既存家具等の養生 ◎ビニールシート等 ・

固定家具等の移動 ◎行わない ・行う（図示）

○2-6仮設間仕切 (2.3.2)

仮設間仕切り等の種別

種別	下地	仕上材（厚さ㎜）	充填材（厚さ）	塗装
◎Ａ種	◎軽量鉄骨	・合板（◎9.0 ・　）	・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ（ ㎜）	◎無
・Ｂ種	・木下地	◎せっこうボード（◎9.5 ●12.5 ）		・片面
◎Ｃ種	◎単管下地	◎防炎シート		―
仮設扉	◎木製扉	◎合板張り程度		◎無
	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有

３章 防水改修工事

・3-1アスファルト防水 (3.2.2,5)(3.3.2,3)(表3.1.1)(表3.3.3～10)

	工法	施工箇所	種別
屋根保護防水絶縁	・P1B		・B－1　◎B－2　・B－3
	・P1BI ・T1BI		・BI－1　◎BI－2　・BＩ－3
	・P2AI		・AI－1　◎AI－2　・AＩ－3
	・P2A		・A－1　◎A－2　・A－3
屋根露出防水	・M4C		・C－1　◎C－2　・C－3　・C－4
	・M3D・P0D		・D－1　◎D－2　・D－3　・D－4
屋根露出防水絶縁断熱	・P0DI ・M3DI ・M4DI		・DI－1　◎DI－2　・DI－1　・DI－1
屋内防水	・P1E ・P2E		・E－1　◎E－2 （保護層は図示による）

アスファルトの種類 ◎３種

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.3.3から表3.3.9による ・

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.3.3から表3.3.9による ・

保護コンクリートのコンクリート種類 ・

P0D工法の改修用ドレン ・設ける ・設けない

M3D、P0D工法の脱気装置 ・設ける ・設けない

P1E、P2E工法の保護層 ・設ける ・設けない

既存露出防水層表面の仕上げ塗装（Ｍ４Ｃ工法の場合） ・除去する

断熱工法の断熱材 材質（　）厚さ（㎜）（　）

立上り部の保護

・れんがの種類　　◎普通れんが（JIS R 1250）

・乾式保護材の材料　　◎押出成形セメント板厚さ15㎜

屋根防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

◎図示 ・

屋根排水溝 ◎図示 ・

脱気装置の種類及び設置数量

◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による

・脱気装置の種類（　）・設置数量（　）個/㎡

・3-2改質アスファルトシート防水 (3.4.2,3)(表3.1.1)(表3.4.1～3)

工法	施工箇所	種別
・M4AS工法		・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2
・M3AS工法		・AS-T3 ・AS-T4
・P0AS工法		・AS-J1 ・AS-J3
・M4ASI工法		・ASI-T1 ・ASI-J1
・M3ASI工法		
・P0ASI工法		

脱気装置の種類及び設置数量

◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による

・脱気装置の種類（　）・設置数量（　）個/㎡

防湿層 ◎設けない ・設ける

改質アスファルトシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.4.1から表3.4.3による ・

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.4.1から表3.4.3による ・

・3-3合成高分子系ルーフィングシート防水 (3.5.2～4)(表3.5.1.2)

工法	施工場所	種別	仕上げ塗料等	使用分類
・P0S工法 ・S4S工法		・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2	・カラー ・シルバー	◎非歩行 ・軽歩行
・S3S工法		・S-F1 ・S-F2		
・M4S工法		・S-M1 ・S-M2 ・S-M3		
・P0SI工法 ・S3SI工法 ・S4SI工法 ・M4SI工法		・S1-F1 ・S1-F2 ・S1-M1 ・S1-M2		

脱気装置 ・設ける ・設けない

目地処理 PCコンクリートの場合（　）

ルーフィングシートの種類及び厚さ ◎改修標仕表3.5.1から表3.5.2による

脱気装置の種類及び設置数量

◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による

・脱気装置の種類（　）・設置数量（　）個/㎡

断熱工法の断熱材 材質（　）厚さ（㎜）（　）

S1-M1及びS1-M2の場合の防湿フィルムの設置 ◎設置する（厚さ0.15㎜） ・設置しない

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	保護層			
		平場のﾓﾙﾀﾙ塗り			立上り部の保護ﾓﾙﾀﾙ塗り厚さ
		塗り厚さ	・床塗り工法	・下地ﾓﾙﾀﾙ塗り	
・S-C1			◎標仕15.3.5(2)(イ)及び(ウ)に準ずる	◎標仕15.3.5(4)(ア)に準ずる	◎7㎜以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ ・

機械的固定工法の場合

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

・3-4塗膜防水 (3.6.3)(表3.1.1)(表3.6.1.2)(3.2.6)

工法	施工場所	種別	仕上げ塗料塗り	高日射反射率防水
・P0X工法		◎X－1 ・X－2 ・X－1H ・X－2H	・カラー ・シルバー	・ ・
・L4X工法		・X－1 ◎X－2 ・X－1H ・X－2H		
・P1Y工法		◎Y－2 ・		
・P2Y工法		◎Y－2 ・		

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（L4X工法の場合） ・除去する

ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水の保護層 ・設けない ・設ける

脱気装置の種類及び設置数量

◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による

・脱気装置の種類（　）・設置数量（　）個/㎡

・3-5シーリング (3.1.4,3)(3.7.2,8)(表3.1.2)(表3.7.1)

シーリング改修工法の種類

◎シーリング再充填工法　　・シーリング充填工法

・拡幅シーリング再充填工法　　・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所

◎下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）	幅	深さ
		・図示	・図示

接着性試験 ◎行う（◎簡易接着性試験 ・引張接着性試験） ・行わない

・3-6とい (3.8.2,3)(表3.8.1)

といの材種

・配管用鋼管　　・硬質塩化ビニル管

・着色亜鉛メッキ鋼板 ・ステンレス鋼板

鋼管製といの防露[G] ・次の箇所は行わない（　　）

防露材のホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

掃除口 ◎有 ・無

・3-7アルミニウム製笠木 (3.9.2)(表3.9.1)

種類	呼称肉厚(㎜)	表面処理	固定間隔	備考
・250形	1.6以上	種別（ ）種	固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1.8以上	着色 （・ｱﾝﾊﾞｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝﾚｽｶﾗｰ）		
・350形	2.0以上			
・				

板材折曲げ形の取付け工法 ・図示

工法 既存笠木等の撤去　　・行う（範囲 ◎図示 ・　）

下地補修の方法　　◎図示

板材折り曲げ形の笠木の取付方法 ◎図示

固定金具

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-8長尺金属板葺き (標仕13.2.2,3)(標仕表13.2.1)

屋根葺形式	長尺金属板の種類	塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	板厚(㎜)
・	◎JIS G 3322(塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) ・		・

屋根葺工法 ◎図示 ・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15・1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-9折板葺 (標仕13.2.2)(標仕13.3.2,3)(標仕表13.2.1)

形式	◎重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形
形状(㎜)	山高（　）山ピッチ（　）板厚 ◎0.6 ・0.8
材料（規格等）	◎標仕表13.2.1による（　） ・
耐力	
軒先面戸板	・有 ・無
断熱材	・有(種別　　：厚さ　㎜) ・無
耐火性能	・有(30分耐火) ・無
塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	

タイトフレームにJIS G 3302以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合の表面処理 （標仕表14.2.2)による ・E種 ・F種）

屋根葺工法

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1・1.15・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-10保証書

責任施工の保証書を完了後速やかに提出する。（受注者、専門施工業者及び材料製造者の連名による）

保証年限は下記による。

種別	保証年限	種別	保証年限
・アスファルト防水	年	・塗膜防水	年
・改質アスファルト防水	年	・リン酸質系塗布防水	年
・合成高分子系ルーフィングシート防水	年		

４章 外壁改修工事 共通事項

・4-1施工数量調査 (1.6.2)

調査範囲　　◎外壁改修範囲 ・図示の範囲

調査内容　　ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル壁仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。

塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

調査報告書の部数　　◎２部 ・

・4-2改修材料 (4.2.4)(4.3.5)(4.4.5)(4.5.2)(4.6.2)(4.7.2)

既製調合モルタル、パテ状エポキシ樹脂、可とう性エポキシ樹脂、タイル部分張替え工法用材料、エポキシ樹脂モルタル、ポリマーセメントモルタル、吸水調整材等の材料は評価名簿による。

・ポリマーセメントスラリー

広がり速度	長さ変化率（収縮）	引張接着性（材齢28日）	曲げ性能（材齢28日）	吸水性（72時間）	耐久性（劣化曲げ強さ）
3cm/s以上	3%以下	0.5N/mm2以上	5.0N/mm2以上	15%以下	5.0N/mm2以上

保水係数0.35～0.55

粘調係数0.50～1.00

４－１章 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁

・4-1-1ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.2.4～7)

・樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅（㎜）	注入口間隔(㎜)	注入量(ml/m)	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎50～100	◎40 ・	
		◎100～200	◎70 ・	
		◎150～250	◎130 ・	
		・		

注入材料

◎建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形または中粘度形）

検査（コア抜取り） ◎行わない ・行う（抜取り後の補修方法：　　）

・Ｕカットシール材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	◎１成分形または２成分形ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充填 ◎行わない ・行う
・可とう性エポキシ樹		

・シール工法

・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

・4-1-2欠損部改修工法 (4.1.4)(4.2.4,8)

◎充填工法

・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル

４－２章 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

・4-2-1既存モルタル塗りの撤去

・行う（◎全面 ・図示の範囲）

・4-2-2ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.2.6)(4.3.5,6,8)

・既存モルタル撤去工法（範囲は図示 撤去部分の補修は、4-2-3.欠損部改修工法による）

・樹脂注入工法（◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面）

樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅（㎜）	注入口間隔(㎜)	注入量(ml/m)	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎50～100	◎40 ・	
		◎100～200	◎70 ・	
		◎150～250	◎130 ・	
		・		

注入材料

◎建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形または中粘度形）

検査（コア抜取り） ◎行わない ・行う（抜取り後の補修方法：　　）

・Ｕカットシール材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	１成分形または２成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ・◎行わない ・行う
・可とう性エポキシ樹		

・シール工法（◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面）

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

・既存塗り仕上げ材の撤去及び補修（◎シール工法の範囲 ・　）

・4-2-3欠損部改修工法 (4.1.4)(4.3.9,10)

既存モルタル面の撤去部

改修工法の種類	品質・規格等	備考
・充填工法	ポリマーセメントモルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕4.3.5(5)による	塗り厚25㎜を超える場合の補強 ◎行う（・図示） ・行わない

既製目地材 ・適用する（形状 ◎図示 ・ ）

・4-2-4浮き部改修工法 (4.1.4)(4.3.9～16)(表4.3.5.6)

改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞの本数（本/㎡）		注入口の箇所数（箇所/㎡）		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16 ・	◎25 ・	―	―	◎25ml/箇所
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎25ml/箇所
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎50ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	―	―	◎25ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎25ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎50ml/箇所

アンカーピン

材質 ◎ステンレスSUS304、呼び径4㎜の丸棒で全ネジ切り加工したもの

注入口付アンカーピン

材質 ◎ステンレスSUS304、呼び径外径6㎜改修工法の種類

改修工法の種類（モルタルを撤去する場合）	品質・規格等	備考
・充填工法	・ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕4.3.5(5)による	塗り厚25㎜を超える場合の補強 ◎行う（・図示） ・行わない

既製目地材 ・適用する（形状 ◎図示 ・ ）

４－３章 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

・4-3-1既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面 ・図示の範囲

撤去範囲 ◎下地モルタルまで ・張付けモルタルまで ・タイルのみ

・4-3-2ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.2.5)(4.4.6)

改修箇所 ◎既存タイル張り面 ・既存タイル撤去面（・コンクリート ・モルタル面）

◎樹脂注入工法（◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面）

注入工法の種類	ひび割れ幅（㎜）	注入口間隔(㎜)	注入量(ml/m)	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎50～100	◎40・	
		◎100～200	◎70・	
		◎150～250	◎130・	
		・		

注入材料

◎建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形または中粘度形）

検査（コア抜取り） ◎行わない ・行う（抜取り後の補修方法：　　）

・Ｕカットシール材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	１成分形または２成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ・◎行わない ・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・4-3-3欠損部改修工法 (4.1.4)(4.4.5)(4.4.7,8)(表4.4.2)

・タイル部分張替え工法(既存タイル張り撤去面)

接着剤の種類	品質・規格等
◎ポリマーセメントモルタル	
・タイル部分張替え工法用接	「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した外壁タイル・石張りシステムの開発』（建設大臣官房技術調査室監修平成９年２月）」における「外壁タイル・石張り用接着剤の品質基準（案）」に基づく品質性能試験に適合するタイプＩであり監督職員の承諾するもの、または特記による。

・タイル張替え工法

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置 ◎改修標仕表4.4.2による ・図示

タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイル張りの工法

外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り

外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り

シーリング材の種類

打継目地、ひび割れ誘発目地 ◎ポリウレタン系 ・

伸縮調整目地その他の目地 ◎変成シリコーン系 ・

工事名	益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No.	０６０６６
図名	改修工事特記仕様書(2)	製計	R07.02.28
		縮尺	S＝N.S.
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928		図面No.	A－02
		承認	検図

管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号２２３９２５号

従事する建築士 一級建築士登録番号　号

従事する建築士 一級建築士登録番号　号

・4-3-4浮き部改修工法 (4.1.4)(4.4.5)(4.4.7～15)(表4.3.5.6)

改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞの本数（本/㎡）		注入口の箇所数（箇所/㎡）		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16 ・	◎25 ・	—	—	◎25ml/箇所 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎25ml/箇所 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎50ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	—	—	◎25ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎25ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎50ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	◎25ml/箇所 ・
・タイル部分張り替え構法	—	—	—	—	—
・タイル張り替え構法	—	—	—	—	—

アンカーピン
材質 ◎ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
注入口付アンカーピン
材質 ◎ステンレスSUS304、呼び径外径6mm改修工法の種類
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ◎改修標仕表4.4.2による ・図示
タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り
外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継目地、ひび割れ誘発目地 ◎ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ◎変成シリコーン系 ・

・4-3-5目地改修工法 (3.7.2)(4.1.4)(4.4.16)(表3.7.1)

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮目地改修工法
シーリング用材料 種類 ◎改修標仕表3.7.1による

・4-3-6陶磁器質タイル (4.4.5)(4.4.7～8)(表4.4.4)

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわ薬		役物		色		再生材の適用[G]	耐凍害性		備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	無釉	施釉	有	無	標準	特注		有	無	

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする
タイルの見本焼き ◎行わない ・行う
壁タイル張りの工法
外壁タイル ・密着張り ・マスク張り
タイルの試験張り ◎行わない ・行う

４－４章 外壁改修工事 仕上塗材仕上げ外壁

・4-4-1既存塗膜等の除去及び下地処理 (4.5.2)(4.5.4)(表4.5.4～7)

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	◎既存仕上面全体 ・	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法 加圧力・30Mpa ◎15MPa	◎既存仕上面全体 ・	
・塗膜はく離剤工法	◎既存仕上面全体 ・	
・水洗い工法	◎上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	

塗膜はく離剤 ・

・4-4-2下地調整塗材 (4.5.2)(4.5.4)

◎下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル

・4-4-3仕上げ塗材仕上げ (4.1.4)(4.5.2)(表4.4.1.4)(4.5.1)(標仕15.6.2)

種類、仕上げの形状、工法

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si ・可とう形外装薄塗材Si ・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E ・外装薄塗材S	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状 ・砂壁状
・複層仕上げ塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材Si ・複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE ・防水形複層塗材RS	・ゆず肌状 ・凸処理 ・凹凸模様 耐候性 ◎耐候形３種 上塗材 溶媒 ◎水系 ・溶剤系 樹脂 ◎アクリル系 外観 ◎つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ◎行う
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE	耐候性 ◎耐候形３種 ・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状

防火材料の指定が必要な場合
◎建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

・4-4-4マスチック塗材塗り

種別 ・Ａ種 ・Ｂ種

・4-4-5 外壁用塗膜防水材 (4.7.1～7)

各項目を参照する

５章 建具改修工事

・5-1改修工法の適用 (5.1.3)

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	備考
・アルミニウム製建具		・	・	
・樹脂製建具		—	・	
・鋼製建具	・内部	・	・	
	・外部	・	・	
・鋼製軽量建具		・	・	
・ステンレス製建具		・	・	
・木製建具				

・5-2見本の製作等 (5.1.5)

特殊な建具の仮組 ・行う ◎行わない

・5-3防犯建物部品 (5.1.6)

・適用する（・図示 ・ ）

・5-4アルミニウム製建具 (5.2.2,4.5)(表5.2.1.2)

外部に面する建具 ※複層ガラスの引違いの場合は100とする。

種別	枠見込(mm)	施工箇所
・Ａ種	◎70	◎図示 ・
・Ｂ種	・	◎図示 ・
・Ｃ種	100	◎図示 ・

・防音ドアセット ・防音サッシ 遮音性の等級（ ）
・断熱ドアセット ・断熱サッシG 断熱性の等級（ ）
・耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（ ）
表面処理 種別◎BB-1 ・BB-2（◎ﾌﾞﾗｳﾝ ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）
屋内建具
表面処理 種別・BC-1 ・BC-2（◎ﾌﾞﾗｳﾝ ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）
結露水の処理方法 ◎図示 ・
水切り板、ぜん板 ◎図示 ・
公共住宅のアルミサッシの品質及び性能
・「品質・性能基準」による ・

・5-5網戸の網 (5.2.3)

種類	材質	線径	網目
・防虫網	◎合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	◎0.25mm以上 ・	◎16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

・5-6樹脂製建具 (5.2.5)(5.3.2～5)

外部に面する建具

種別	枠見込(mm)	施工箇所
・Ａ種	・70	◎図示 ・
・Ｂ種	・	◎図示 ・
・Ｃ種	100	◎図示 ・

・防音ドアセット ・防音サッシ 遮音性の等級（ ）
・断熱ドアセット ・断熱サッシG 断熱性の等級（ ）
・耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（ ）
表面色 ◎標準色 ・特注色
水切り板、ぜん板 ◎図示 ・
ガラス ◎複層ガラス ・

・5-7鋼製建具 (5.2.2)(5.4.2～4)(表5.4.2)

簡易気密型ドアセット ・適用する ・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6
・防音ドアセット・防音サッシ 遮音性の等級（ ）
・断熱ドアセット・断熱サッシG 断熱性の等級（ ）
・耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（ ）
鋼板類

材料	厚さ
・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)	・標仕表5.4.2による
・JIS G 3317(溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板) ・	

公共住宅の玄関ドアの品質及び性能
・「品質・性能基準」による ・
公共住宅のバイプシャフトドアの品質及び性能
・「品質・性能基準」による ・

・5-8鋼製軽量建具 (5.2.2)(5.5.2～4)

簡易気密扉の簡易気密型ドアセット ・適用する（◎A-3 ・ ）・適用しない
・防音ドアセット・防音サッシ 遮音性の等級（ ）
・断熱ドアセット・断熱サッシ[G] 断熱性の等級（ ）
・耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（ ）
材料 鋼板類 ◎亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被膜鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板
鋼板類の厚さ(mm) ◎改修標仕表5.5.4による
召合せ、縦小包み板の材質 ◎鋼板 ・
品質規格 ◎製造所標準仕様による
製造所 評価名簿による
公共住宅のクローゼットドアの品質及び性能
・「品質・性能基準」による ・

・5-9ステンレス製建具 (5.2.2)(5.4.2)(5.6.2～5)

簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値 ・適用する ・適用しない
・防音ドアセット ・防音サッシ 遮音性の等級（ ）
・断熱ドアセット ・断熱サッシ[G] 断熱性の等級（ ）
・耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（ ）
ステンレス建具の鋼材の種類

施工箇所	鋼材の種類
屋外	◎SUS304,SUS430J1L,SUS443J1 ・
屋内	◎SUS304,SUS430J1L,SUS443J1 ・

表面の仕上げ ◎ＨＬ仕上げ ・鏡面仕上げ
鋼板の曲げ加工 ◎普通曲げ ・角出し曲げ

・5-10木製建具 (5.7.2～4)

・フラッシュ戸

合板の種類	規格等	備考
・普通合板G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（◎ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り（◎しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ）	
・天然木化粧合板G	樹種名（ ）	
・特殊加工化粧合板G	化粧加工の方法（・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ	

防虫処理（・行う ・行わない） 接着の程度（・１類・２類）
表面板の厚さ ◎表5.7.6による ・
建具材の含水率 ◎Ａ種 ・
・かまち戸 かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型 ・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ・鳥の子 ・翡鳥の子またはビニル紙程度
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
◎規制対象外 ・
公共住宅の内装ドアの品質及び性能
・「品質・性能基準」による
公共住宅の量産ふすまの品質及び性能
・「品質・性能基準」による

・5-11建具用金物 (5.8.2.3)(表5.7.1～3)

建具金物の種類

種別	品質・規格
・本締まり付きモノロック	評価名簿による
◎シリンダ箱錠	
・シリンダ本締まり錠	
・ドアクローザ	
・ヒンジクローザ	
・フロアヒンジ	
・ハンドル	◎レバーハンドル ・

吊金物
・丁番(内部建具については、軸を鉄芯としてもよい)
・ピボットヒンジ
◎ステンレス製(軸は鋼製 外部用は軸も含めてステンレス製)
公共住宅の各住戸建具用金物（公住仕16.8.2～4）
各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前の品質及び性能
・「品質・性能基準」による ・
各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザの品質及び性能
・「品質・性能基準」による ・
ｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝｷｰの使用 ・可 ・不可
玄関扉用ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ ◎Ａ型 ・Ｂ型 ・Ｃ型 ・Ｄ型 色彩 ◎ｼﾙﾊﾞｰ
内装扉用ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ・使用する（◎Ｅ型 色彩 ◎ｼﾙﾊﾞｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ） ◎使用しない
内装扉用戸当 材質 ◎ステンレス
金属製建具用丁番 材質 ◎ステンレス ・
形状、寸法（ ）
木製建具用丁番 材質 ◎ステンレス ・
形状、寸法 ◎102×2.0

・5-12鍵 (5.8.4)

マスターキー ◎製作する ・製作しない
その他の鍵 ・各室３本１組 ・
引渡し ・鍵箱に収納する

・5-13自動ドア開閉装置 (5.9.2.3)(表5.9.1～5)

引き戸用駆動装置

自動ドア	性能	引き戸用検出装置の種類	凍結防止	防錆
・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2	◎耐電圧、温度上昇、耐久性（サイクル）は改修標仕表5.9.1による ・	・マットスイッチ ・光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う (適用箇所は、建具表による) ・行わない	・適用する ・適用しない

多機能トイレ出入り口引き戸用駆動装置
開閉方法 ◎片開き ・
耐電圧、温度上昇、耐久性（サイクル）、防錆、電源
◎改修標仕表5.9.2による
・耐電圧（ ） ・温度上昇（ ）
・耐久性（サイクル）（ ） ・防錆・電源（ ）
（ ）
引き戸用検出装置
放射無線周波数電磁界耐性、耐電圧、防錆、防滴、電源
◎改修標仕表5.9.3による
・放射無線周波数電磁界耐性（ ） ・耐電圧（ ）
・防錆（ ） ・防滴（ ） ・電源（ ）
戸の開閉方式 ・図示
引き戸検出装置の種類（改修標仕表5.9.4） ・図示
凍結防止装置 ・適用する（図示） ・適用しない

・5-14自閉式上吊り引戸装置 (5.10.3)(表5.10.1)

品質規格 ◎改修標仕表5.10.1 ・製造所標準仕様による
製造所 ◎評価名簿による

・5-15重量シャッター (5.11.2.3)(表5.11.1)

シャッターの種類	耐風圧強度
・管理用シャッター	耐風圧強度（ ）N/㎡
・外壁用防火シャッター	耐風圧強度（ ）N/㎡
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

開閉方式による種類 ◎上部電動式（手動併用） ・上部手動式
危害防止機構 ◎障害物感知装置（自動閉鎖型）
管理用シャッターのシャッターケース ◎設ける ・設けない
鋼板の種類 ・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量 ◎Z12またはF12 ・

・5-16軽量シャッター (5.12.2.3)(表5.12.1)

開閉方式による種類 ◎手動式 ・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度 ・（ ）N/㎡
スラットの材質
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）めっき付着量（◎Z06またはF06 ・ ）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量（◎AZ90 ・ ）
スラットの形状 ◎インターロッキング形 ・オーバーラッピング形

・5-17オーバーヘッドドア (5.13.2.3) (表5.13.1.2)

セクション材料による区分	耐風圧区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
◎スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125（1250Pa） ・100（1000Pa） ・75（750Pa） ・50（500Pa）	◎バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	◎溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

○5-18ガラス (5.14.2～4)(3.7.3)

◎建具表による
・ガラスブロック

寸法(mm)	色調	パターン	防火認定
	◎クリア ・熱線反射 ・乳白 ・カラー（ ）		

・ガラス留め材及び溝の大きさ

建具の種類	材質	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	◎シーリング材 ・ガスケット(Fix部はシーリング材)	◎標仕16.14.3（製造所の仕様）による ・図示
鋼製･鋼製軽量	◎シーリング材	
ステンレス製	◎シーリング材	

ただし、防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。
●ガラス用フィルム

名称	種類	張り面	性能値
◎リンテックZC05G同等品		・内張り ◎外張り	
◎リンテックZC05G-NX同等品		◎内張り ・外張り	

品質 JIS A 5759による。

６章 内装改修工事

・6-1改修範囲 (6.1.3)

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲
◎壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
◎壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
◎既存のまま ・図示の範囲

・6-2既存床の撤去及び下地補修 (6.2.2)

ビニル床シート等の除去
◎仕上げ材のみ（接着剤とも） ・下地モルタルとも（◎図示の範囲 ・除去範囲の全て）
合成樹脂塗り床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒工法
改修後の床の清掃範囲 ◎改修箇所の室内 ・

・6-3既存壁の撤去及び下地補修 (6.3.2)(4.3.10)

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
◎図示 ・モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強◎行う ・行わない）

・6-4木下地 (6.5.2)(表6.5.1.2)

木材の品質 ・市販品
樹種 ◎改修標仕表6.5.6～9による ・代用樹種を適用する箇所（ ）
保存処理木材を適用する箇所（ ）

・6-5造作用集成材G (6.5.2)

ホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
			◎１等 ・２等	

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
					◎１等・２等	

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				◎Ａ種 ・Ｂ種	

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						◎Ａ種 ・Ｂ種	

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. 06066	管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 223925号	
図名 改修工事特記仕様書(3)	製図 R07.02.28		
	縮尺 S＝N.S.	従事する建築士 一級建築士登録番号 号	
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 89479号 本社 栃木県宇都宮市大曽1丁目5番8号 TEL 028(622)8928	図面No. A－03		
	承認 / 検図	従事する建築士 一級建築士登録番号 号	

・6-6造作用単板積層材G (6.5.2)

ホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・JAS 0701（単板積層材）による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	防水処理	表面の化粧加工	間伐材等の適用
		・適用する ・適用しない	・有（加工） ・無（等級）	

・JAS 0701（単板積層材）以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	防水処理	表面の化粧加工	含水率	間伐材等の適用
		・適用する ・適用しない	・有（加工） ・無（等級）	◎14%以下 ・	

・JAS 3079（直交集成板）によるＣＬＴ（直交集成板）G

施工箇所	品名	曲げ性能（強度等級）	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法(mm)	間伐材等の適用
							・

・6-7合板等 (6.5.8)(表6.5.8)

ホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・「合板の日本農林規格」による普通合板G

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防水処理	間伐材等の適用
	◎5.5 ・		◎１類 ・２類	広葉樹 ◎２等以上 ・１等以上 針葉樹 ◎C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による構造用合板G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防水処理	強度等級	間伐材等の適用
	◎12 ・	◎２級以上 ・１級		◎１類 ・特類	◎C-D以上 ・		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防水処理の適用	間伐材等の適用
			・１類 ・特類		・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板G

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防水処理の適用	間伐材等の適用
			・１類・２類	・適用する（ ） ・	・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防水処理の適用	間伐材等の適用
		・１類・２類			・適用する（ ） ・	

・パーティクルボードG

施工所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		◎13タイプ ・	◎PまたはM ・		◎15 ・

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
		・１級・２級・３級・４級

・ＭＤＦG

施工所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用
						・

・6-8防腐・防蟻処理 (6.5.5)

・防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材
適用部位：（ ）

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・Ｋ２ ・Ｋ３ ・Ｋ４
	・Ｋ２ ・Ｋ３ ・Ｋ４

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類

・薬剤の接着材への混入による防腐・防蟻処理
適用部位：（ ）

・6-9接着剤 (6.5.3)

接着剤のホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・6-10軽量鉄骨天井下地 (6.6.2～4)(表6.6.1)

野縁等の種類　屋外形（◎25形 ・19形） 屋内形（◎19形 ・25形）

・屋外の軒天井、ピロティ天井等の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
野縁、野縁受、つりボルト及びインサート及び周辺部の間隔 ・図示 ・

既存の埋込インサート ・使用する ・使用しない
あと施工アンカー施工後の確認試験　◎行う ・行わない

補強方法

つりボルトの間隔(900mm超)	◎図示 ・
天井のふところ(1.5m以上3.0m以下)	◎改修標仕6.6.4(8)(ｱ)(ｲ)による ・図示
天井のふところ(3.0m超)	◎図示 ・

特定天井
特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成25年国土交通省告示第771号）に基づく工法 ◎適用する ・適用しない

・6-11軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)(表6.7.1)

スタッドの高さによる区分に応じた種類

高さ2.7m以下	高さ4.0m以下	高さ4.0m超,4.5m以下	高さ4.5m超,5.0m以下	5.0m超
◎50形 ・	◎65形 ・	◎90形 ・	◎100形 ・	・図示

・6-12ビニル床シートG (6.8.2.3)

種別	種類の記号	色柄	厚さ(mm)
・発泡層のないもの	◎FS（複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ） ・	◎無地 ・マーブル柄	◎2.0 ・
・発泡層のあるもの	・	◎柄物 ・無地	

目地処理する場合の工法 ◎熱溶接工法 ・突付け(施工箇所　)

・6-13ビニル床タイルG (6.8.2)

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
◎ＫＴ(コンポジションビニル床タイル) ・ＦＴ（複層ビニル床タイル） ・ＦＯＡ（置敷きビニル床タイル）	◎無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500	◎2.0	

・6-14特殊機能床 (6.8.2)

シート種別	厚さ、寸法、形状	性能	種類
・帯電防止床シート	(mm)		
・帯電防止床タイル	× (mm)		
・視覚障害者用床タイル	(mm)		
・耐動荷重性床シート	(mm)		
・防滑性床シート	(mm)		
・防滑性床タイル	× (mm)		

・6-15ビニル幅木 (6.8.2)

材質　・軟質 ・硬質
高さ(mm)　◎60 ・75 ・100
厚さ(mm)　◎1.5以上 ・

・6-16ゴム床タイル (6.8.2)

種類　・単層 ・複層
色柄　( )
厚さ(mm)　・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0
寸法(mm)　( )

・6-17カーペット敷きG (6.9.3)(表6.9.2)

・織じゅうたん

種別	パイル形状	色柄	帯電性	糸の種類	工法
・Ａ類 ・Ｂ類 ・Ｃ類	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	◎無地 ・柄物	◎適用する ・適用しない	・	◎ヒートボンド工法

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	◎５～７	・全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する ( )	
・ループパイル	◎４～６		・適用しない	
・カット、ループ併用	・			

・タイルカーペット

パイル形状	種別	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
◎ループパイル ・カットパイル ・カット、ループ併用	◎第一種 ・第二種	◎500×500 ・	◎6.5 ・	平場 ◎市松敷き ・模様流し 階段 ◎模様流し ・市松敷き

・6-18合成樹脂塗床 (6.10.2.3)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床)			◎平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂系塗床)		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			

塗料のホルムルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・

・6-19フローリング張りG (6.11.2～7)(表6.11.1～4)

単層フローリング張り

種別	樹種	厚さ(mm)	工法	備考
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ１等	・ぶな ◎なら ・さくら ・いたや	◎15	・釘止め工法(根太張り)	
		・12以上 ・	・釘止め工法(直張り)	
			・接着工法	
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ１等 (体育館用)		・	・	
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ１等		◎15	・接着工法	303ｘ303

複合フローリング張り

種別		樹種	厚さ(mm)	工法	種別	種別(住宅)
・天然木化粧複合フローリング張り	・一般用 ・住宅用	◎なら ・		・釘留め工法(根太張り)	・Ａ種 ・Ｂ種	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ◎Ｄ種
				・釘留め工法(直張り)		
				・発砲ｱﾗｽﾀｯｸ系床下地張り工法		
				・乾式遮音二重床下地材張り工法		
			・8以上 ・12以上	・接着工法(合成樹脂発泡ｼｰﾄ裏打ち)		
	・体育館用	・	・18 ・27	・普通張り ◎特殊張り		

ホルムアルデヒドの発散量 ◎規制対象外 ・第三種
現場塗装仕上げ ・行う（施工箇所　） ・行わない
◎ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り

・6-20畳敷き (6.12.2.3)(表6.12.1)

下地の種類	畳の種別
標仕表12.6.1による床組	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種（ ）
ポリスチレンフォーム床下地	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種（ ）

畳表及び畳床はＶＯＣ含有量が少ないものとする

・6-21ポリスチレンフォーム床下地材 (6.12.2.3)(表6.12.1)

ノンフロンのもの［G］

床	厚さ(mm)	備考
フローリング類	・80 ・95	(不燃)
畳	◎40 ・65 ・80	(不燃)

・6-22せっこうボードその他ボード及び合板張り (6.13.2.3)(表6.13.1.3.5)

種類	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板	・15 ・20 ・25 ・
・普通木片セメント板	・30 ・
・けい酸カルシウム板	◎タイプ2(無石綿)
・ロックウール化粧吸音板	◎フラットタイプ(◎9 ・12)(不燃) ・凸凹タイプ(◎12 ・15 ・19)(不燃)
・ロックウール化粧吸音板(軒天井用)	◎フラットタイプ 9 (不燃) ・凸凹タイプ(・12 ・15)(不燃)
・せっこうボード	・9.5(不燃) ・12.5(不燃)
・不燃積層せっこうボード	◎9.5(不燃) ・化粧無（下地張り用） ・化粧有(ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様)
・シージングせっこうボード	・12.5(不燃)
・強化せっこうボード	・12.5(不燃) ・15.0(不燃)
・せっこうラスボード	◎9.5
・化粧せっこうボード	◎9.5(・準不燃 ・不燃)
・化粧せっこうボード(木目)	◎12.5(不燃)幅440程度 模様(◎柾目・板目）専用下地材付
・普通合板	表面の材種 生地、透明塗料塗り (◎ラワン程度 ・　　) 不透明塗料塗り (◎しな程度　・　　) 板面の品質（ ） 厚さ(mm)( ) 接着の程度(・１類・２類) ・防虫処理・
・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による厚さ1.2
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	・3・7・9・12
・パーティクルボード	

・軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
◎アクリル系シーリング材 ・ジョイントコンパウンド
工法合板の張り付け ・Ａ種 ◎Ｂ種
せっこうボードの目地工法 ・目透し ・突付け ・継目処理
合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・6-23吸音材 (6.13.2)(表6.13.1)

種類	JISの記号	厚さ(mm)
・ロックウール吸音ボード１号	RW-B	◎25 ・
◎グラスウール吸音ボード32Ｋ	GW-B	◎25 ・

・6-24壁紙張り (6.14.2.3)(表7.3.4.7)

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	繊維(織物)	プラ(ﾋﾞﾆﾙ)	その他(化学繊維)	無機質			
	・	・	・	・	・		・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・		・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル、せっこうプラスター面の下地調整　・ＲＡ種 ◎ＲＢ種
せっこうボード面の下地調整　・ＲＡ種 ◎ＲＢ種
壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・6-25モルタル塗り (6.15.3)

防水モルタルの防水剤　製造所 ◎評価名簿による
既製目地材 ・設ける 施工箇所（ ）形状（ ）
・設けない
モルタル　・現場調合材料 ・既調合材料（ ）
床の目地　・設ける
(目地割り　◎２㎡程度（最大目地間隔３ｍ程度） ・)
(種類　◎押し目地 ・)
・設けない

・6-26陶磁器質タイル (6.16.3.4)

施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわ薬		役物		色		再生材の適用[G]	耐凍害性		備考
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	無釉	施釉	有	無	標準	特注		有	無	

・6-27断熱材G (標仕19.9.2～4)

断熱材打込み工法

種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキン層なし）	・	・	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・	・	
・フェノールフォーム断熱材	・	・	

断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 ・Ａ種１ ・Ａ種1H
厚さ(mm) ・25 ・30 ・
施工箇所 ・図示 ・

断熱材あと張り工法(S1工法等)

種類		施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材				
◎押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材 (ｽｷﾝなし)	・保温板(２種b) ◎保温板(３種b) ・			
・Ａ種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材				
・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材（３種２号を除く）				

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂またはメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量
◎規制対象外 ・第三種

・6-28フリーアクセスフロア (標仕20.2.2)

施工箇所	構法	設定高さ(mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能(N/m²)	表面仕上げ材
	・パネル構法 ・	・	・1.0G	・3,000	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝工法	・	・0.6G	・5,000	・タイルカーペット
	・パネル構法 ・	・	・1.0G	・3,000	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝工法	・	・0.6G	・5,000	・タイルカーペット

表面仕上げ材の品質・規格等は、標仕19章内装工事による
配線用取出しパネル　配線取出し開口：パネル１枚につき40mm×80mm程度の開口１カ所以上
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ◎20～30%
空調用吹し出しパネル ◎無・有（◎固定式 ・可変式：施工箇所は図示）
製造所：評価名簿による

・6-29可動間仕切 (標仕20.2.3)

構造形式	パネル部の総厚さ(mm)	表面材種厚さ(mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ◎パネル式	・	◎鋼板 (◎0.6 ・0.8) ・	◎メラミン樹脂またはアクリル樹脂焼付け ・	・有 ( ) ・無	・有 ・無

品質JIS A 6512によるものまたは評価名簿による
パネル材のホルムアルデヒド放射量 ◎規制対象外

・6-30移動間仕切 (標仕20.2.4)

遮音性能による区分	厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り	・手動式・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ (36db以上)		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り	・手動式・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は標仕19章内装工事による
製造所評価名簿による

・6-31トイレブース (標仕20.2.5)

表面仕上げ材 ◎メラミン樹脂系化粧板（標準色アルミ製コーナーエッジ付き）
・ポリエステル樹脂系化粧板 ・
足形状 ◎幅木型 ・足金物型
製造所監督職員の承諾する製造所による
パネル材のホルムアルデヒド放射量 ◎規制対象外

・6-32階段滑り止め (標仕20.2.7)

材種 ◎ステンレス（SUS304）
形状 ◎ビニールタイヤ入り両端フラットエンド ◎有(◎ビニル製 ・ステンレス製) ・無
幅(mm) ◎約35 ・
取付工法 ◎接着工法 ・埋込み工法

・6-33階段手すり

種別	施工箇所
◎集成材クリアラッカー仕上げ（市販品径：約40mm）	
・ビニル製ハンドレール（幅：約40mm）	

・6-34黒板及びホワイトボードG (標仕20.2.9)

種類		寸法	色彩	備考
・黒板	◎焼付け		◎緑 ・黒	◎平面 ・曲面 ・スクリーン付引分
			◎緑 ・黒	◎平面 ・曲面 ・スクリーン付引分
・ホワイトボード	◎ほうろう		◎白	◎平面 ・曲面 ・スクリーン付引分
			◎白	◎平面 ・曲面 ・スクリーン付引分

・6-35鏡 (標仕20.2.10)

厚さ ◎５mm ・

・6-36表示 (標仕20.2.11)

区分	材質	取付位置
・衝突防止表示	・ステンレス製 ・図示	・図示 ・
・室名札	・アクリル板 ・	・図示 ・
・	・ ・	・ ・

誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とする。
表示標識は図示による。ただし、案内用図記号はJIS Z 8210による。
製造所：監督職員の承諾する製造所

・6-37ブラインド (2.3.1)(5.1.6)(標仕20.2.14)

・既存再利用する（養生方法： ） ・新設する

形式	操作方法	種類	スラットの材質	スラット幅(mm)	ボックス、レールの材種
◎横型	・手動	◎ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	◎アルミニウム合金製G ・	◎25 ・35	・鋼製 ・
	・電動	—			
・縦型	・手動	・２本操作コード式 ・１本操作コード式	・アルミスラット ・クロススラット ・	・80 ・100	アルミニウム合金製
	・電動	—			

・6-38ロールスクリーンG (標仕20.2.15)

防火性能　◎有 ・無
操作方式　・スプリング式 ・コード式 ・電動式
スクリーンの材質　・ポリエステル ・綿

工事名	益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No.	06066
図名	改修工事特記仕様書(4)	製図	R07.02.28
		縮尺	S＝N.S.
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928		図面No.	A－04
		承認	検図

管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 223925号
従事する建築士 一級建築士登録番号 号
従事する建築士 一級建築士登録番号 号

・6-39カーテン（標仕20.2.16）

・既存再利用する（養生方法：　）　・新設する

施工箇所	形式				開閉装置			ひだの種類	品質等
	ｼﾝｸﾞﾙ	ﾀﾞﾌﾞﾙ	片引	引分	電動	ひも	手引		

・6-40カーテンレール（標仕20.2.16）

・既存再利用する（養生方法：　）　・新設する
材種　・ステンレス製　・アルミニウム製
形式　・片開き　・引き分け（暗幕用は300mm以上の召合わせの重掛けとする）
・シングル　・ダブル
断面形状 ◎Ｃ型　・Ｄ型　・角型

・6-41ブラインドボックス及びカーテンボックス（標仕20.2.16）

・既存再利用する（養生方法：　）　・新設する
・市販品（アルミニウム製 押出し型材）
溝幅×深さ（mm）　・90×150 ◎120×80　・120×150　・150×80
色彩 ◎B-1　・B-2（◎ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
・図示

・6-42天井点検口

材質　　アルミニウム製（◎額縁タイプ　・目地タイプ）
製造所：評価名簿による

・6-43床点検口

材質　　アルミニウム製（受け枠 ◎アルミ製　・ステンレス製）
製造所：評価名簿による

・6-44くつふきマット

市販品 材質・塩化ビニル製（コイル状ステンレス製受枠）
・硬質アルミニウム製（受枠とも）
・ビニル製（ステンレス製受枠）
・ステンレス製（受枠とも）

・6-45浴室ユニット（公仕仕20.2.15）

公共住宅の品質及び性能（・「品質・性能基準」による・　）
種類、形状、寸法（内法）、材質（　）

・6-46キッチンキャビネット（公仕仕20.2.16）

公共住宅の品質及び性能（・「品質・性能基準」による・　）
種類 ◎ｾﾐｼｮｰﾙｷｯﾁﾝ（◎Ⅰ型　・Ⅱ型）　・ｼｽﾃﾑｷｯﾁﾝ
流し台、調理台、ｺﾝﾛ台、吊り戸棚等の形状、寸法 ◎設計図による　・
カウンタートップ及びシンクの材質 ◎ステンレス　・
付属部品 ◎水切り棚　・

・6-47郵便受箱（公仕仕20.2.17）

公共住宅の品質及び性能（・「品質・性能基準」による・　）
形状　・縦型 ◎横型 寸法　（　×　）

個数（　）個　材質 ◎ステンレス　・

・6-48手すりユニット　（公仕仕20.2.18）

公共住宅の品質及び性能（・「品質・性能基準」による・　）

名称	種類	材質	形状	寸法（支柱間隔、高さ等）	支持方法
墜落防止手すり	・廊下用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾁｰﾙ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎設計図による ・	・床支持 ・壁支持 ・方立て支持
	・ﾊﾞﾙｺﾆｰ用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾁｰﾙ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎設計図による ・	・床支持 ・壁支持 ・方立て支持
	・窓用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾁｰﾙ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎設計図による ・	・壁支持

・6-49補助手すり（公仕仕20.2.19）

公共住宅の品質及び性能（・「品質・性能基準」による・　）

名称	材質	形状	寸法	設置場所
◎廊下階段手すり	◎合成樹脂被覆ｱﾙﾐ手すり			
◎補助手すり	・樹脂被覆ｽﾃﾝﾚｽ手すり			
	・集成材ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り			

７章 塗装改修工事

○7-1材料（7.1.3）

屋内の壁・天井仕上げ材は防火材料とする。
建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外　・第三種

○7-2下地調整（7.2.2～7）(表7.2.1～7)

下地面等	種別
木部	・ＲＡ種 ◎ＲＢ種　・ＲＣ種
鉄鋼面	・ＲＡ種 ◎ＲＢ種　・ＲＣ種
亜鉛めっき鋼面	・ＲＡ種 ◎ＲＢ種
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	◎ＲＡ種　・ＲＢ種
モルタル面及びせっこうプラスター面	・ＲＡ種 ◎ＲＢ種　・ＲＣ種
コンクリート面及びALCパネル面	・ＲＡ種 ◎ＲＢ種　・ＲＣ種
せっこうボード面及びその他ボード面	・ＲＡ種 ◎ＲＢ種　・ＲＣ種

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修
◎行わない　・行う（補修範囲及び補修方法は図示による。）

・7-3素地ごしらえ（7.3.2～7）(表7.3.1～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	◎Ａ種　・Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	・Ａ種 ◎Ｂ種
鉄鋼面	DP以外	・Ａ種　・Ｂ種 ◎Ｃ種
	DP	・Ａ種 ◎Ｂ種　・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・Ａ種　・Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・Ａ種 ◎Ｂ種

コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		・Ａ種 ◎Ｂ種	
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		・Ａ種　・Ｂ種	
コンクリート面（DPのみ）		・Ａ種 ◎Ｂ種	
せっこうボード面及び	目地：継目処理工法	◎Ａ種　・Ｂ種	
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	・Ａ種 ◎Ｂ種	

・7-4錆止め塗料塗り（7.4.2.3）(表7.4.1～6)

下地面等			塗料	工程
鉄鋼面	SOP 仕上塗料なし	塗替え	◎Ａ種　・	◎Ｃ種　・
		新規見え掛り	◎Ａ種　・	◎Ａ種　・
		新規見え隠れ	◎Ａ種　・	◎Ｂ種　・
	DP	塗替え	改修標仕7.4.2(1)(ｲ)(b)による	・Ａ種（下地調整RA種） ・Ｂ種（下地調整RB種） ・Ｃ種（下地調整RC種）
		新規	改修標仕7.4.2(1)(ｲ)(a)による	・Ａ種　・
	EP-G	塗替え	◎Ｂ種　・	◎Ｃ種　・
		新規見え掛り	◎Ｂ種　・	◎Ａ種　・
		新規見え隠れ	◎Ｂ種　・	◎Ｂ種　・
亜鉛めっき鋼面	SOP 仕上塗料なし	塗替え	◎Ａ種　・	◎Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	◎Ａ種　・	◎Ａ種　・
		その他	◎Ｂ種　・	◎Ｂ種
	DP	塗替え	◎Ｂ種　・	-
		新規	◎Ｂ種　・	-
	EP-G	塗替え	◎Ｃ種　・	◎Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	◎Ｃ種　・	◎Ａ種　・
		その他	◎Ｃ種　・	◎Ｂ種

○7-5各種塗料塗り（7.5.1～7.13.2）(表7.5.1～7.13.1)

塗装	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ◎１種　・２種	木部 屋外	◎Ｂ種	◎Ａ種
	木部 屋内	◎Ｂ種	◎Ｂ種
	鉄鋼面	◎Ｂ種	・Ａ種 ◎Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面	◎Ｂ種	◎Ｂ種
	鋼製建具	◎Ａ種	◎Ｂ種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（ＮＡＤ）	屋内のコンクリート面 ・モルタル面	◎Ｂ種	◎Ｂ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ）	鉄鋼面 上塗り ・１級（フッ素樹脂塗料） ・２級（アクリルシリコン樹脂塗料） ・３級（ポリウレタン樹脂塗料）	-	-
	亜鉛めっき鋼面 ・１級（フッ素樹脂塗料） ・２級（アクリルシリコン樹脂塗料） ・３級（ポリウレタン樹脂塗料）	-	-
	コンクリート面	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 ・C-1種　・C-2種	・A-1 ・B-1 ・C-1
	押出成形セメント板面	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 ・C-1種　・C-2種	・A-1 ・B-1 ・C-1
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	屋内木部	◎Ｂ種　・	◎Ａ種　・
	屋内鉄鋼面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内亜鉛メッキ鋼面	◎Ａ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	コンクリート面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうプラスター面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）	塗装面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	コンクリート面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうプラスター面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	◎Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ）	屋内コンクリート面 モルタル面 せっこうプラスター面 せっこうボード面 木部等	・Ａ種 ◎Ｂ種 ・Ｃ種	・Ａ種　・Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）	木部	・Ａ種 ◎Ｂ種	・Ａ種 ◎Ｂ種
・ラッカーエナメル塗り（ＬＥ）		・Ａ種 ◎Ｂ種	・Ａ種 ◎Ｂ種
・クリヤラッカー塗り（ＣＬ）		・Ａ種 ◎Ｂ種	・Ａ種 ◎Ｂ種
・ステイン塗り	木部	・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り（ＯＳ）	
・木材保護塗料塗り（ＷＰ）	木部	・Ａ種 ◎Ｂ種	・Ａ種 ◎Ｂ種
・水性ウレタン樹脂塗料塗り	木部	２波形４回塗り１回の塗付量0.06Kg/m3 ホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆	
●２液弱溶剤シリコーン系サーモSI同等品	金属屋根部		

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別 ◎１種

８―１章 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事

・8-1-1鉄筋の種類等（8.2.1）(表8.2.1)

規格	種類の記号	使用箇所	呼び名（mm）
鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋)	・SD295A		◎D16以下・
	・SD345		◎D19以上・
	・		

・8-1-2溶接金網（8.2.2）

形状等

種類	種類の記号	網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網		◎100×100　・	◎6.0　・	
・鉄筋格子				

・8-1-3鉄筋の継手（8.3.4）(表8.3.3)

柱及び梁の主筋、耐力壁の鉄筋
・重ね継手(L=　)　・ガス圧接継手　・機械式継手　・溶接継手

・8-1-4鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ（8.3.5）(表8.3.6)

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、目地底から算定する
・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下記による

施工箇所	改修標仕表8.3.6の値に加える長さ
・柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面 ◎10mm	・

柱及び梁の主筋にD29以上の鉄筋の使用
・無　・有（適用箇所：　　）主筋のかぶり厚さ・最小かぶり厚さ（　）mm

・8-1-5帯筋（8.3.4）

帯筋の組立の形
各部配筋参考図1.1による　・Ｈ形　・Ｗ－Ⅰ形　・Ｗ－Ⅲ形

・8-1-6圧接完了後の圧接部の試験（8.3.8）(標仕5.4.10)

・耐震改修　◎外観試験（全数）　◎超音波探傷試験（全数）
・耐震改修以外 ◎外観試験（全数）　◎超音波探傷試験　・引張試験（　）

・8-1-7コンクリートの種類及び強度（8.1.3.4）(表8.1.1)

レディーミクストコンクリートの種別 ◎Ⅰ類　・Ⅱ類
普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度Fc (N/mm ²)	気乾単位容積質量（t/m3）	スランプ	適用箇所	施工時期
◎21	2.3程度	◎18		
		・15または18		
・				

・8-1-8普通コンクリートの材料（8.2.5）(8.6.4)

セメントの種類
◎普通ポルトランドセメントまたは混合セメントのＡ種
・高炉セメントＢ種[Ｇ]
普通ポルトランドセメントの品質はJIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

混和材量
混和材料の種類
◎混和剤(JIS A 6204によるAE剤、AE減水剤または高性能AE減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン量による区分はⅠ類とする。
・混和材(JIS A 6201によるフライアッシュのⅠ種またはⅡ種、JIS A 6206に適合する高炉スラグ微粉末またはJIS A 6202に適合する膨張剤
使用骨材のアルカリシリカ反応性による区分
・Ａ　・Ｂ（コンクリートの中のアルカリ総量Ｒｔ＝3.0kg/m3）

・8-1-9レディーミクストコンクリート工場の選定

レディーミクストコンクリート工場の選定においては、改修標仕8.5.1（コンクリート製造工場の選定）によること、かつ、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）から選定することを基本とする。ただし、上記工場が工事現場近くに見当たらない場合は、監督員との協議により選定することとする。

・8-1-10モルタル及びグラウト材（8.2.12）

柱底等の均しモルタル ◎無収縮モルタル　・標仕表7.10.2によるＢ種
グラウト材　　◎無収縮グラウト材
無収縮モルタル及び無収縮グラウト材は、評価名簿による

・8-1-11打放し面の打増し

打増し厚さ（外部に面する部分）◎20mm　・
打増し厚さ（内部に面する部分）◎10mm　・20mm
打増し範囲 ◎意匠図による　・

・8-1-12無筋コンクリート（8.11.1～3）

種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	スランプ（cm）	粗骨材の最大寸法	適用箇所
◎普通コンクリート	◎18	・15　・18	◎25mm	

・8-1-13鉄骨の製作工場（8.1.5）

製作工場の加工能力
・監督職員の承諾する製作工場
・建築基準法第77条の45第１項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センターまたは(株)全国鉄骨評価機構（(旧)(社)全国鋼鋼工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（　）グレード以上」として国土交通大臣から認定を受けた工場

・8-1-14入熱、パス間温度の溶接条件

適用箇所 ◎柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部　・図示（　）
鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件 ◎図示

・8-1-15施工管理技術者（8.1.5）

◎適用する

・8-1-16鋼材（8.2.8）(表8.2.7)

鋼材の材質

種類の記号	使用箇所	規格等
		◎JIS規格による
		◎JIS規格による
		◎JIS規格による
		◎JIS規格による

・8-1-17溶接接合（8.15.7）

スカラップ ◎改良型スカラップ　・
エンドタブの切断　・行わない　・行う
適用箇所　・全て　・図示（　）

・8-1-18高力ボルト（8.2.9）(標仕7.12.4)

◎トルシア型高力ボルト　・JIS型高力ボルト　・溶融亜鉛メッキ高力ボルト
摩擦面の処理（◎ブラスト処理　・りん酸処理）

・8-1-19鉄骨工作仮組（8.13.10）

◎行わない　・行う

・8-1-20溶接部の試験（8.15.11.12）

完全溶け込み溶接の超音波探傷試験 ◎行う
現場隅肉溶接部の外観検査 ◎行う（検査箇所 構造耐力上主要な部分である継手・仕口）

・8-1-21錆止め塗料塗り（8.17.3）

耐火被覆材の接着する面の塗装 ◎行わない　・行う（・JIS K 5622　・　）

・8-1-22耐火被覆　（8.18.2～7）

種別		所要性能及び適用構造区分
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
・耐火板張り		
・耐火材巻き付け		

・8-1-23既存コンクリートの目荒し（8.21.3）(8.22.3)

適用範囲
◎既存コンクリートとの打ち継ぎ面
◎既存コンクリートとモルタルまたはグラウト材の充填部の接合面
・
既存コンクリートの目荒しの程度
◎既存柱・梁面 打ち継ぎ面の15～30%程度
◎既存壁　　打ち継ぎ面の15～30%程度
既存コンクリートの目荒しの範囲
◎平均深さ２～５mm（最大深さ７mm）程度の凹面を、全体にわたってつける

・8-1-24あと施工アンカーの材料（8.2.4）

あと施工アンカーの材料
・金属系アンカー（耐震補強用）
◎接着系アンカー
アンカーの種類　◎カプセル型回転　・打撃式
接着剤の品質　　◎有機系　・無機系
アンカー筋の種類 ◎鉄筋コンクリート用異形棒鋼　・全ねじボルト

・8-1-25あと施工アンカーの穿孔（8.12.4）

穿孔前の埋め込み配管等の探査
範囲 ◎あと施工アンカー施工部分すべて　・図示
方法 ◎探査機により精査し、配管等の位置の墨出しを行う　・はつり出しによる
既存コンクリートの不良箇所の確認
アンカー施工部位の既存コンクリートは目荒らし後、目視及び打診により状況を確認し、じゃんか等不良箇所を発見した場合には、監督職員と協議すること。

・8-1-26あと施工アンカーの施工確認試験（8.12.7）

確認試験 ◎行う　・行わない
試験方法 ◎引張試験（確認強度は図示による）　・

・8-1-27アンカーボルトの保持及び埋込み工法　（標仕7.10.3）(標仕表7.10.3)

・構造用アンカーボルト
材質　　・SNR400B　・SNR490B
埋込み工法　・図示
・建方用アンカーボルト
材質　　・SS400
埋込み工法　・Ａ種 ◎Ｂ種

８－２章 耐震改修工事

・8-2-1打増し壁に用いるシアコネクタ　（8.2.4）

現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ
種類　◎「24あと施工アンカーの材料」による　・
間隔（mm）◎500×500　・図示

・8-2-2増殻・補強工事のコンクリートの打込み　（8.21.8）(8.23.5)

工法の種類　・流し込み工法　・圧入工法

・8-2-3柱補強　（8.23.5.6）(8.24.1)

・溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法
・鋼板巻き工法及び鋼帯巻き付け工法
・連続繊維補強工法

・8-2-4連続繊維シート巻き　（8.2.13）(8.24.1)

材料・形状 採用した工法の規定を満足するもの
材質 引張り強度（含浸硬化後）　・2500N/mm2以上　・3000N/mm2以上
ヤング係数（含浸硬化後）　・2.35×105N/mm2程度　・2.30×105N/mm2以上
工法 ◎（財）日本建築防災協会の評価を受けた工法　・
下地調整
仕上げモルタルの除去 ◎行う　・行わない
ひびわれ部の改修工法の種類　・樹脂注入方法　・Ｕカットシール材充填方法　・シール工法
柱の隅角部の面取り ◎工法の評価内容による

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. 06066		管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 223925号
図名 改修工事特記仕様書(5)	製図 R07.02.28		従事する建築士 一級建築士登録番号　号
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 89479号 本社 栃木県宇都宮市大曽1丁目5番8号 TEL 028(622)8928	縮尺 S＝N.S.		従事する建築士 一級建築士登録番号　号
	図面No. A－05		
	承認	検図	

・8-2-5耐震スリットの施工　(8.25.2)

耐震スリット部の配管等の探査
◎探査器により探査し、配管等の位置の墨出しを行う　・はつり出し
充填材
◎外壁に配置された耐震スリット材は耐火性能及び止水性能を有するものとし、その他は図示による。

９章 環境配慮工事

・9-1アスベスト粉じん濃度測定 (9.1.1)

アスベスト粉じん濃度測定
・行う（測定名称及ぶ測定点は下表による）
測定箇所 ◎図示　・下表による

測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
・測定１	処理作業前	処理作業室内	各　点	—
・測定２		施工区画周辺または敷地境界	計　点	—
・測定３	処理作業中	処理作業室内	各　点	—
・測定４		セキュリティーゾーン入口	各　点	空気の流れを確認
・測定５		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各　点	除じん装置の性能確認
・測定６		施工区画周辺または敷地境界	計　点	—
・測定７	処理作業後	処理作業室内	各　点	—
・測定８	隔離シート撤去前	施工区画周辺または敷地境界	計　点	—

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第１部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定３	測定１，２，４，６，７，８	測定５
計測機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	１l/min	５l/min	10l/min
試料の吸引時間	5min	120min	240min
試料の透明化	アセトンートリアセチレン法またはシュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数200本または視野数50視野		
計数アスベスト	直径３μm未満、長さ５μm以上、長さと直径比３：１以上		
定量限界	50f/l	0.5f/l	0.3f/l

報告書の作成（記載する項目）
ア 測定結果
イ 測定時間
ウ 測定位置（測定高さとともに図面上に記載する）
エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ マウンティング方法
カ 顕微鏡視野面積、計数視野数
キ 測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

○9-2アスベスト含有材の処理 (9.1.3～6)

・アスベスト含有吹き付け材の除去
除去範囲　・図示　・
除去工法 改修標仕9.1.3によるほか、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様による。

処理方法 ◎密封処理（二重袋梱包） ◎湿潤化　・セメント固化
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
除去したアスベスト含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

・アスベスト含有保温材の除去
除去範囲　・図示　・
除去工法　・改修標仕9.1.4による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
処理方法 ◎密封処理（二重袋梱包） ◎湿潤化　・セメント固化
除去したアスベスト含有保温材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

○アスベスト含有成型板等の除去
除去範囲　・図示　・
除去工法　・改修標仕9.1.5による
除去したアスベスト含有成形板等の処分
・アスベスト含有石こうボード
◎埋立処分（管理型最終処分場）
・アスベスト含有石こうボードを除くアスベスト含有成形板等
・埋立処分（安定型最終処分場）　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

・アスベスト含有建築用仕上塗材の除去
除去範囲　・図示　・
除去工法　・改修標仕9.1.6による
除去したアスベスト含有建築用仕上塗材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

・9-3外断熱改修工事 (9.3.2～4)

断熱材の種類

材料名		厚さ（mm）
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	（ノンフロン［G］）	
・押出法ポリスチレンフォーム	（ノンフロン［G］）	
・硬質ウレタンフォーム	（ノンフロン［G］）	
・フェノールフォーム		
・ロックウール		
・グラスウール		

外装材の種類

・	防火性能	

既存外壁の仕上材の撤去　・有　・無
下地面の清掃及び下地調整 ◎断熱材製造所の指定する仕様
通気層　・有（　mm）　・無
試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける。
特記なき事項は、製造所の仕様による。

・9-4屋上緑化改修工事［G］ (9.4.1)

植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ◎図示

・9-5透水性アスファルト舗装改修工事［G］ (9.5.3,4,9)(表9.5.1,3,5)

凍上抑制層の材料
・凍上抑制層　◎再生クラッシャラン［G］　・クラッシャラン切込み砂利　・砂
厚さは図示による
盛り土に用いる材料
・A種 ◎B種　・C種　・D種
路床安定処理
◎添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントB種
・生石灰（　）　・消石灰（　）
添加量　・　kg/m3（目標CBR　・5以上　・　）
路盤材料
◎再生クラッシャラン(RC-40)［G］
・クラッシャラン鉄鋼スラグ(CS-40)［G］
・クラッシャラン(C-40)
透水性アスファルト舗装に用いる場合は透水性の高いもの
路床土の支持力比（CBR）試験　◎行う（・乱した土 ◎乱さない土）　・行わない
路床締固め度の試験　◎行う　・行わない
砂の粒度試験　◎行う　・行わない
現場CBR試験　◎行う　・行わない
セメント及びセメント系固化剤を使用した路床安定処理を行った場合の六価クロム溶出試験
◎行う「セメント及びセメント系固化剤を使用した六価クロム溶出試験要領(案)」による。
アスファルト混合物等の抽出試験　・行う ◎行わない

・9-6ＰＣＢ含有シーリング材の処分

（１）事前調査等
シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。
・現場においてサンプルを採取
採取箇所　◎外壁目地　・図示　・
採取箇所数 ◎部材が異なる毎に１箇所　・図示・
分析によりＰＣＢの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。
（２）施工調査等
調査範囲 ◎図示　・
処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査等を行うこと。
シーリング使用部位の確認
シーリング長さの確認
施工範囲と工事管理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の搬出方法
（３）除去処理工事
除去方法
「標準施工要領書（日本シーリング工事共同組合連合会／日本シーリング材工業会」による。

・9-7処理に注意を要する建設副産物

名称	仕様	数量	備考
・ＣＣＡ処理木材			
・石綿含有石こうボード			
・ひ素・カドニウム含有石こうボード			
・上記以外の石こうボード			

石こうボードの撤去にあたっては、下記に事項について施工前調査を行う。
調査結果は、図面及び写真に記録し、監督職員に提出する。
（１）石こうボードの使用部位の確認
（２）石こうボードの種類、製造会社名、厚さ等の確認、記録
（３）石こうボードの使用数量の確認
（４）施工範囲等の確認
処分を委託する際には、マニフェストの備考欄に石こうボードの有無、製造会社名等を記載する。

別表ー１ 他工事との取り合い

●印を適用する

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	●	○	○	○	○	○
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクル以降）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	●	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	●	○	○	○	○	○
仮設水道の引込み（メーター以降）	●	●	●	●	●	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気、機械の配管等）	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁・窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁・窓用換気扇取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・ＰＳ等）	●	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○	○
防煙ダンパー用煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	●	●	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（桝及び側溝までの配管）	●	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	●	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等２次側配線	●	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤の２次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（ＦＣＵ等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	○	●	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単設型）	○	●	●	○	○	○
ガス漏れ警報器（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	●	○	○	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○	○
造り付け流し台排水トラップ	●	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	●	○	○	○

既製吊戸棚	●	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	●	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○	○
昇降機の乗場ボタン、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○	○
昇降機のピット内保守用コンセント	○	●	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	●	○	○	○	○

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事		No. ０６０６６	管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 改修工事特記仕様書(6)		製計 R07.02.28	従事する建築士 一級建築士登録番号 号
		縮尺 S＝N.S.	従事する建築士 一級建築士登録番号 号
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928		図面No. A－０６ 承 検 製 図	

益子町立中学校体育館空調設備設置電気設備工事

特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　　田野中学校、益子中学校、七井中学校

2．建物概要

建築物名称	構造概要	延べ面積(㎡)	防火対象物区分

3．工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称					
	中学校					
電灯設備	○	○	○	○	○	○
幹線設備	●	○	○	○	○	○
動力設備	●	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○	○
受変電設備	●	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	○	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
発生材処理	○	○	○	○	○	○
構内配電線路	○	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除	○	○	○	○	○	○

Ⅱ 電気設備工事仕様

1．共通仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標仕」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下、「改修標仕」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準図」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

（１）質問回答書（（２）から（５）に対するもの）

（２）現場説明書(入札条件書(特記事項)含む)

（３）特記仕様書

（４）図面及び設計書

（５）標仕、改修標仕及び標準図

　また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」（以下、「公住仕」という。）及び公共住宅改修工事共通仕様書（初版）（以下、「改修公住仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

（１）質問回答書（（２）から（７）に対するもの）

（２）現場説明書(入札条件書(特記事項)含む)

（３）特記仕様書

（４）図面及び設計書

（５）標仕、改修標仕及び標準図

（６）公住仕及び改修公住仕

（７）機材の品質・性能基準（令和元年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2．特記仕様

（１）章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（．．．）内表示番号は、標仕の当該項目を表す。

（３）特記事項に記載の（公住仕．．）内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

○ 一般共通事項

○1工事実績情報システム(CORINS)への登録（1.1.4）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

○2火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち１以上に加入する。

契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。

保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○3法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○4調査試験に対する協力

（１）受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

（２）受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○5施工従事者

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

・6施工条件明示（1.3.3）

工事用車両の駐車場所　・敷地内　・敷地外（　）

資機材の置場所　　・敷地内　・敷地外（　）

○7埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○8事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。

[工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]

万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。

工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。

なお、事故発生の速報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。

また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○9交通安全管理（1.3.6）

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和６年５月31日以前：平成21年９月30日栃木県公安委員会告示第54号、令和６年６月１日以降：令和５年11月30日栃木県公安委員会告示第61号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を１人以上配置しなければならない。

○10環境対策

（１）騒音・振動対策

受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年４月９日国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

（２）排出ガス対策

受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第３に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成３年10月８日付け建設省経発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

（３）グリーン購入法

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

○11発生材の処理等

［発生土］

○構内指示の場所に敷均し　　○構外指示の場所にたい積

○構内指示の場所にたい積たい積場所（　）　　○構外搬出指示の場所にたい積たい積場所（　）

○構外搬出適切処理

（処理場所は入札条件書(特記事項)による）

・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。

［発生土以外の発生材］

・引渡しを要するもの　　○有　名称（　）　　○無

・特別管理型産業廃棄物　　○有　名称（　）　　○無

処理方法（　）

・再利用及び再資源化を図るもの　　○有　名称（　）　　○無

・廃ＰＣＢ等は関係法令により適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。

・六ふっ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令により適切に回収、処理すること。

・蛍光ランプ、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理すること。

※上記に指定されていないものは、標仕1.3.9(2)(ｴ)及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。

（１）建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。

（２）建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。

（３）建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。

（４）建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。

（５）建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○12再使用機器

再使用機器取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうえ取り付ける。

○13機材の品質等（1.4.2）

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。

なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集『建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

○14機材の検査（1.4.4）

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種別をあらかじめ協議すること。

○15下請負人の選定及び工事材料の選定

○受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

○受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

・16見本施工（1.5.3）

○次に示す事項について、見本施工を実施すること。

○17施工の検査に伴う試験（1.5.4）

各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。

・18化学物質の濃度測定（1.5.7）

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

測定方法	○パッシブ型	○アクティブ型
着工前の測定	○行わない	○行う
測定対象室	○図示	○
測定箇所数	○図示	○

（住宅工事の場合は１住戸当たり２室以上）

報告の様式等については監督職員の指示による

○19化学物質を発散する建築材料等（1.5.7）

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（５）を満たすものとする。

（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

（２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

（３）接着剤は可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。

（４）接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

（５）（１）、（３）及び（４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

④ 建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○20完成図等（1.7.2.3）

○作成する　　○作成しない

○完成図　　○製本　　提出部数　○３部　○　部

複写２つ折り製本、製本サイズは監督員の指示による。

○ＣＤ－Ｒ　　提出部数（２）部

○施工図　　提出部数　○３部　○　部

○保全に関する資料　　提出部数　○３部　○　部

公住仕表1.7.2に定める住戸内機材は、取扱説明書の添付及び用途表示をする。（公住仕1.7.3）

○21施工図等の取り扱い（1.7.2）

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

○22電子納品

●適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第11版）」とする

設計CADﾃﾞｰﾀの貸与　　○無　　○有（著作者名 ◎設計者 ・その他（　））

●貸与するCADﾃﾞｰﾀを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。

●書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○23工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）（令和５年版）』に準拠するほか、監督職員の指示による。

○24工事用仮設物

すべて受注者の負担とする。

構内につくることが ○出来る ○出来ない（　）

仮設計画は、現場の状況を優先する。

・25足場桟橋類（2.1.1）

○別契約の関係請負者が定置したものを無償で使用できる。

○本工事で設置とする。

○改修工事の場合は、改修標仕第１編2.2.2によるほか下記による。

○内部仮設足場等（　種）

○外部仮設足場等（　種）

○26工事用の電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。

電気主任技術者の費用（申請・試験・点検・検査・立会）及び引き渡しまでの維持費は本工事に含む。

・27電気基本料金

本受電から工事完成引渡日（検針日）までの電気料金のうち基本料金は本工事に含む。

○28耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて『建築設備耐震設計・施工指針』（2014年版独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

（１）設計用水平地震力

機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所ほか		○特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※１）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※１）	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※１）	1.5	1.0	1.0	0.6

※１ 水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器

○配電盤　　○発電装置（防災用）　○交流無停電電源装置　○直流電源装置

○交換機　　○火災報知器受信機　　○中央監視装置　　○

○　　○　　○　　○

上層階の定義は次による。

２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、

10～12階建の場合は上層３階、13階以上の場合は上層４階

（２）設計用鉛直地震力

設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時にはたらくものとする。

○29不正軽油使用の防止対策

（１）本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年５月25日法律第51号)を遵守すること。

（２）本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（ＪＩＳ）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○30過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。

（１）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

（２）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

（３）資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

（４）さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

（５）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

（６）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。

（７）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

（８）下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

（９）（１）～（８）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

○31暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

（１）栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

○32工事の一時中止

（１）契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

（２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・33住宅瑕疵担保履行法への対応

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）に基づき、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

・34墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第３項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年１月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

工事名	益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No.	06066
図名	電気設備工事特記仕様書(1)	製図	R07.02.28
		縮尺	S＝N.S.
株式会社 フケタ設計		図面No.	E－01
代表取締役 三柴 富男　一級建築士登録番号 ８９４７９号		承認	検図
本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号　TEL 028(622)8928			

管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号

従事する建築士 一級建築士登録番号　号

従事する建築士 一級建築士登録番号　号

○ 電灯設備

・1非常用照明器具

○電池内蔵形　○電源別置形　○蓄電池(10分)＋自家発電設備

・2誘導灯

○電池内蔵形　○電源別置形　○模擬

・3配線器具

（1）防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。
（2）住宅用スイッチ、コンセント類は
　○大角形（金属プレート）―共用部
　○ワイドハンドル部　―住戸内

・4住宅用分電盤

主開閉器・分岐開閉器の定格遮断電流　［単位Ａ］

	定格電流	定格遮断電流
主開閉器	30以下	2,500以上
	30を超え100以下	5,000以上
	100を超え150以下	10,000以上
分岐開閉器	―	2,500以上

住宅用分電盤内に設置する過電流警報装置の品質及び性能(公住仕1.1.4)
（○「品質・性能基準」 ○　）

・5その他

（1）○特殊コンセントにはプラグを付属させる。
　○別途機械設備工事機器仕様コンセント（エッチング）については打合せすること。
（2）次のコンセントのプレートには、電圧等の表示を行う。
　・単相200V
　・三相200V
　・一般電源用以外（※発電機回路、※UPS回路等）※赤字等で表示する。

● 幹線設備

・1配線方式

●地中線式　●架空線式
●露出線式

・2地中線保護材料

●波付硬質合成樹脂管(FEP)
●硬質ビニル管(VE)

・3露出線保護材料

●ケーブルラック(スーパーダイマ)
●電線管(ZG)

● 動力設備

・1機器への接続

（1）本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、原則として
　○本工事 ○別途工事 とする。
（2）電動機等への接続は、ビニル2種金属製可とう電線管（防水ブリカ）を使用する。
（3）遮断器の定格電流は、メーカー推奨品を優先とする。

・2電動機の接地

○金属管接地 ○専用接地線

○ 雷保護設備

・1突針支持管

○鋼製（溶融亜鉛メッキHDZ35以上）○ステンレス製
（強度計算書を監督職員に提出すること）

・2避雷導線

○引下げ導線 ○建築構造体利用

・3接地極

○接地極埋設 ○建築構造体利用

・4その他

接続部分については、異種金属接触腐食（電食）を起こさないように施工すること。

● 受変電設備

・1高圧開閉器（屋外用）

高圧気中開閉器（SOG）は（○方向性 ○VT内蔵 ○LA内蔵）　○既存
高圧気中開閉器（UAS）は（○方向性 ○VT内蔵）　○既存

・2主遮断装置

高圧交流遮断器（VCB）は（○手動式 ○電磁式）　○既存

・3設備内容

進相コンデンサー（自動力率制御 ○有 ○無）
デマンド監視装置（○有 ○無）

・4配電盤

○屋内形（○開放形 ○閉鎖形） ●屋外形 ○キュービクル式非常電源専用受電設備認定品

・5その他

（1）キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。
（2）保護線電器の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受けること。なお、改修工事についても同様とする。

○ 電力貯蔵設備

・1直流電源装置

○非常用照明器具の電源と共用 ○受変電設備専用
　蓄電池
　○鉛蓄電池
　　種別（ ○CS形 ○PS形 ○MSE形 ○長寿命MSE形 ○HSE形）
　○アルカリ蓄電池
　　種別（○AMP形 ○AMHP形 ○AHP形 ○AHS形 ○AHHS形 ○AHHE形）

・2交流無停電電源装置（ＵＰＳ）

○常時インバータ給電方式
○常時インバータ給電方式（簡易型）
○ラインインタラクティブ方式
○常時商用給電方式

・3電力貯蔵装置(電力平準化等用)

○リチウム二次電池 ○鉛蓄電池 ○ニッケル水素電池

・4その他

（1）キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。
（2）簡易形については、監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

○ 発電設備

・1自家発電設備

（1）発電装置の用途 ○防災用自家発電装置 ○常用自家発電装置
　○常用防災兼用自家発電装置
（2）原動機　種類　○ディーゼルエンジン ○ガスエンジン
　○ガスタービン　○マイクロガスタービン
　始動方式　○電気始動式 ○空気始動式
　起動蓄電池　（○標準 ○長寿命型）
　冷却方式　○水冷式（○循環方式 ○ラジエーター方式）
　○空冷式
（3）燃料　種類　○Ａ重油 ○軽油 ○灯油
　燃料小出タンク　（○本工事 ○別途工事）
　主燃料タンク　（○専用 ○他設備と共用）
（4）形式　○キュービクル式（○一般用 ○寒冷地仕様 ○低騒音仕様）
　○オープン式
（5）発電種類　○普通形自家発電装置　○即時普通形自家発電装置
　○長時間形自家発電装置 ○即時長時間形自家発電装置
（6）運転時間　○72時間 ○ 時間
（7）配電盤　監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

・2太陽光発電設備

太陽電池モジュール　○結晶シリコン系（○単結晶 ○多結晶）
　○薄膜系（○アモルファス ○CIS ○CIGS）
接続方式　○三相3線式200V ○単相3線式200/100V
その他　・JET認証品とする。
　・JIS C 8955に基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。
　・OVGRの設置 ○有 ○無
　・太陽電池アレイ用支持物の荷重計算に係わる用途係数
　　○極めて重要な太陽光発電システム
　　○通常設置する太陽光発電システム

○ 構内情報通信網設備

・1構内情報通信網装置

構内情報通信網装置 ○有 ○無

・2構内情報通信網装置の構成性能

図示による。
その他追加機能
○
○

○ 構内交換設備

・1交換装置

○IP-PBX ○VoIPサーバ ○既存

・2電話機

○一般形　○多機能形　○IP形
○ファクシミリ　○デジタルコードレス形　○IPコードレス形
○停電用電話機

・3その他

追加サービス機能
○

○ 情報表示設備

・1マルチサイン

表示方式　○LED式 ○液晶（LCD）式 ○有機EL式
種類　○壁掛型 ○自立型

・2時刻表示装置

○親時計 ○プログラムタイマ ○子時計 ○電子チャイム
時刻同期装置
○標準電波方式　○公衆回線方式　○ラジオ放送方式　○GNSS方式
○地上デジタル放送方式 ○NTPサーバー方式

・3出退表示装置

制御方式　○多線直接式　○パルス伝送式
表示方式　○LED式　○液晶（LCD）式　○有機EL式

・4水道隔測検針設備

検針盤　○手動式　○自動式
配線　○3線式　○5線式

○ 映像・音響設備

・1プロジェクタ

○本工事　○別途工事
種類　○液晶形　○DLP形
投写方式　○前面式
スクリーン形式　○反射マット形　○反射ビーズ形 ○反射細密ビーズ形
　○反射ストライプ形
設置方式　○上巻タイプ　○下巻タイプ　○張込タイプ
その他　機器収納ラックは監督職員の承諾のうえ、製造者標準として良い。

・2テレビ

○本工事 ○別途工事

○ 拡声設備

・1拡声装置

種類　○一般放送用 ○非常放送用
形式　○卓上形　○キャビネットラック形
アンテナ　○AM（○ステンレス鋼製 ○　）
　○FM（○耐食アルミニウム製 ○ステンレス鋼製）

○ 誘導支援設備

・1誘導支援装置

○音声誘導装置（○無線式 ○磁気式 ○画像認識式）
○インターホン装置(○テレビインターホン ○外部受付用インターホン)
○トイレ等呼出装置（○壁掛式 ○ラック収納式 ○卓上式）
○住宅情報盤装置 消防法に適合した旨の表示をすること
　公共住宅の住宅情報盤装置の品質及び性能 （○「品質・性能基準」 ○　）
○インターホンオートドアロック装置
○宅配ボックス装置
　公共住宅の宅配ボックスの品質及び性能 （○「品質・性能基準」 ○　）

○ テレビ共同受信設備

・1テレビ共同受信装置

種類　○UHF ○BS ○CS ○CATV ○FM ○AM
画質　○2K ○4K ○8K ○16K
その他　増幅器を収容する場合は、AC125V2P15A接地端子付きのコンセントを設ける。
　テレビ端子及び直列ユニットはCS・BS・UV・FM共用形、プラグ付きとする。
　地上デジタル放送を受信できるものとする。
公共住宅のテレビ機器・FMアンテナの品質及び性能 （○「品質・性能基準」 ○　）

○ 監視カメラ設備

・1監視カメラ装置

伝送方式　○ネットワーク伝送方式 ○同軸伝送方式
録画装置　○デジタルレコーダ　○録画サーバ
その他　・高所に設置する場合は落下防止の措置を施すこと。

○ 駐車場管制設備

・1駐車場管制装置

検知方式　○光線式　○ループコイル式　○超音波センサ式
信号灯・警報灯　○天井つり下げ形　○自立形　○壁掛形

○ 防犯入退室管理設備

・1防犯装置

○本工事　○本工事(配管のみ) ○別途工事
制御装置　基本機能以外の追加機能　○
方式　○磁気カード　○暗証番号　○ICカード(接触式)
　○ICカード（非接触式）　○バイオメトリックス

・2電気錠

○本工事　○別途工事

○ 火災報知設備

・1自動火災報知装置

受信機　○P型 級　回線　（○新設 ○既設）
　○R型　回線　（○新設 ○既設）
　○GP型 級　回線　（○新設 ○既設）
　○GR型　回線　（○新設 ○既設）
○副受信機　回線　（○新設 ○既設）

・2自動閉鎖設備

○遠動制御器（盤）　回線（○単独 ○受信機と一体）

・3非常警報装置（非常ベル）

○機器一体形　○各機器単独に設置

・4ガス漏れ火災警報装置

○個別式　○集中監視式 回線
ガスの種類　○都市ガス（種類　）　○液化石油ガス
　○冷媒ガス

・5住宅用自動火災報知装置

○共同住宅用非常警報設備（共用部分）
　非常警報装置の蓄電池は、○警報操作盤に組み込む ○機器一体型
○住戸用自動火災報知設備（住戸等と非開放の共用部分）
○共同住宅用自動火災報知設備

○ 中央監視制御設備

・1中央監視制御装置

○警報盤　○簡易型監視制御装置　○監視制御装置

・2中央監視制御装置の構成・性能

図示による。

○ 構内配電線路

・1配線方式

○地中線式 ○架空線式

・2地中線路の余長

マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。

・3装柱器材

・4付属品

○マンホール用梯子 ○ハンドホール用手カギ

・5屋外灯設備

（1）電源供給方式　○共用盤から供給　○単独引込（定額料金）
（2）点滅方式　○自動点滅器　○タイマ
　（廊下共用灯は、○自動点滅器 ○タイマ）
（3）鋼管柱　○塩ビコーティング　○耐候性鋼製

・6その他

（1）ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
（2）地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。
（3）電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

○ 構内通信線路

・1配線方式

○地中線式　○架空線式

・2地中線路の余長

マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。

・3地中線保護材料

○ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT) ○波付硬質合成樹脂管（FEP） ○硬質ビニル管（VE）

・4付属品

○マンホール用梯子 ○ハンドホール用手カギ

・5その他

（1）ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
（2）地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。
（3）電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. ０６０６６	管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 電気設備工事特記仕様書(2)	製計 R07.02.28	従事する建築士 一級建築士登録番号 号
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928	縮尺 S＝N.S.	従事する建築士 一級建築士登録番号 号
	図面No. E－０２	
	承認 / 検図	

○ その他工事共通事項

・1施工調査

・配線・機器工事は、事前に絶縁抵抗、接地抵抗を確認し、監督職員に報告する。

・2電線本数・管路

分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、
管路サイズなどは機能を優先し、監督職員の承諾を受けて変更してもあし支えない。

・3呼び線（導入線）

長さ１ｍ以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

・4コンセント

図面に特記なき場合は、コンセント2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。

・5一般照明の照度測定

○有 ○無

・6非常用の照明装置の照度測定

○有 ○無

・7キャビネット

○キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

構成部	鋼板の厚さ(mm)	
	屋内	屋外
側面部	1.6以上	2.3以上
底板		1.6以上
屋根板		2.3以上
仕切板		1.6以上
ドア及び前面板		2.3以上

○制御盤、分電盤の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.2㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

○端子盤・機器収納ラック等の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.1㎡以下	1.0以上	0.8以上
0.1㎡を超え0.2㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

・8接地極

○接地抵抗値は下記による。

接地の種類		記号	接地抵抗値	接地極
○	共同接地	EA,D	Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○図面特記による
○	共同接地	EA,C,D	Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○図面特記による
○	A種接地	EA	10Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○鋼板式（900×900×1.5t）
○	B種接地	EB	Ω以下	○EB（14φ）×3連1組 ○鋼板式（600×600×1.5t）
○	D種接地	ED	100Ω以下	EB（10φ）× 1（L=1,000mm）
○	C種接地	EC	Ω以下	EB（14φ）×3連2組
○	高圧避雷器	ELH	10Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○鋼板式（900×900×1.5t）
○	避雷設備	EL	Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○鋼板式（900×900×1.5t）
○	交換機用	E	Ωt以下	EB（14φ）×3連 組
○	通信用	EAt	10Ω以下	EB（14φ）×3連2組
○	通信用	ECt	100Ω以下	EB（10φ）× 1（L=1,000mm）
○	測定用	EO	—	EB（10φ）× 1（L=1,000mm）

B種接地については、電力会社と協議する。
※印は、接地極寸法を示す。
（１）接地極の埋設位置で、監督員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。
（２）外灯の接地は ○各ポールごと ○専用接地線

・9SPD

SPDを ○低圧線路 ○弱電線路 に設ける。
○電灯分電盤 ○動力制御盤 ○弱電盤 ○図面特記参照

・10取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高[mm]
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃 （踊場）	〃	2,500
〃 （鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
スイッチ （一般）	床上～中心	1,300
〃 （多機能トイレ）	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、直列ﾕﾆｯﾄ （一般）	〃	300
〃 （和室）	〃	150
〃 （台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上～上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
避雷接地用端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	床上～給油口	1,000
中間端子盤（ＥＰＳ電気室）	床上～中心	1,500
親時計	〃	1,500(上端1,900以下)
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,500
身体障害者用インターホン子機	〃	1,100
呼出ボタン（多機能トイレ）	〃	900
復帰ボタン（ 〃 ）	〃	1,800
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	〃	1,800
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800～1,500
副受信機	床上～中心	1,500
自動報機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯	〃	（天井高）×0.8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	〃	300
〃 （都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200

[備考]（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は天井高が2500～3000mmの場合に適用する。

・11天井仕上げ表示

図面において、室名に（ ）を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

・12他工事との取り合い

別表－１による他工事との取り合いについては、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

別表－１ 他工事との取り合い

●印を適用する

工事内容	電気工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	外構機械設備工事	
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクル以降）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	○	○	○
本受電後の電気基本料金	○	○	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	○	○	○	○	○	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	○	○	○	○	○	○
仮設水道の引込み（メーター以降）	○	○	○	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	○	○	○	○	○	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気、機械の配管等）	○	○	○	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	○	●	●	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	○	●	●	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	○	○	○	○
壁・窓用換気扇の取付	○	○	○	○	○	○
壁・窓用換気扇取付枠	○	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・ＰＳ等）	○	●	●	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	○	○	○	○
防煙ダンパー用煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	○	○	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（桝及び側溝までの配管）	○	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	○	●	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等２次側配線	○	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤の２次側配線	○	○	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（ＦＣＵ等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	○	○	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単独型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	○	○	○	○	○
造り付け流し台	○	○	○	○	○	○
造り付け流し台排水トラップ	○	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	○	○	○	○
既製吊戸棚	○	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	○	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	○	○	○	○	○	○
昇降機の乗場ボタン、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	○	○	○	○	○	○
昇降機のピット内保守用コンセント	○	○	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	○	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	○	●	●	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	○	○	○	○	○

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	Ｎｏ. ０６０６６	管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 電気設備工事特記仕様書(3)	設計 R07.02.28 / 縮尺 S＝N.S.	従事する建築士 一級建築士登録番号 号
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928	図面Ｎｏ. E－０３ / 承認 / 検図	従事する建築士 一級建築士登録番号 号

機械設備工事

特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　益子町
2．建物概要　体育館

建築物名称	構造概要	延べ面積(㎡)	防火対象物区分
	造 階建（地下 階塔屋 階）		

3．工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称					屋外
空気調和設備	●	○	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○
自動制御設備	●	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○
給水設備	○	○	○	○	○	○
排水設備	○	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○	○
厨房設備	○	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○	○
排水処理設備	○	○	○	○	○	○
雨水利用設備	○	○	○	○	○	○
撤去工事	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○

4．設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式及び種類	設備概要
空気調和方式	○空気調和 ●暖房 ●冷房 ○ダクト方式 ●パッケージ方式 ○ファンコイルユニット方式（○セントラル ○ゾーン） 主要熱源機器 ○
自動制御方式	○電気式 ●デジタル式 ○電子式
換気方式	○自然 ○機械（○第一種 ○第二種 ○第三種）
排煙方式	○自然 ○機械
給水方式	○上水 ○井水 ○加圧給水式（○圧力タンク ○加圧ポンプ ○　　） ○高置タンク式 ○水道直結式 ○
排水方式	建物内汚水、雑排水 ○分流式 ○合流式 屋外汚水、雑排水 ○分流式 ○合流式 処理方式及び放流先 ○汚水 ○下水道管 ○浄化槽（○合併処理 ○　　）（○新設 ○既設） ○ ○雑排水 ○下水道管 ○浄化槽（○合併処理 ○　　）（○新設 ○既設） ○雑排水処理槽（○新設○既設） ○浸透槽（○新設○既設） ○横内排水溝（または排水管）
	○雨水 ○横内排水溝（または排水管） ○下水道管 ○道路側溝 ○
給湯方式	○局所式（○瞬間式 ○貯湯式（一般用）○貯湯式（飲料用）） ○中央式
消火設備の種類	○屋内消火栓 ○屋外消火栓 ○スプリンクラー ○不活性ガス消火 ガス種類（　　） ○泡消火 ○粉末消火 ○連結送水管 ○連結散水 ○
ガス設備の種類	○都市ガス ガス種類 13A ガス事業者（　　） ○簡易ガス事業 ガス種類 LPG ガス事業者（　　） ○液化石油ガス

Ⅱ 機械設備工事仕様

1．共通仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標仕」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「改修標仕」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準図」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

（１）質問回答書（（２）から（５）に対するもの）
（２）現場説明書（入札条件書（特記事項）含む）
（３）特記仕様書
（４）図面及び設計書
（５）標仕、改修標仕及び標準図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」（以下、「公住仕」という。）及び公共住宅改修工事共通仕様書（初版）（以下、「改修公住仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

（１）質問回答書（（２）から（７）に対するもの）
（２）現場説明書（入札条件書（特記事項）含む）
（３）特記仕様書
（４）図面及び設計書
（５）標仕、改修標仕及び標準図
（６）公住仕及び改修公住仕
（７）機材の品質・性能基準（令和元年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2．特記仕様

（１）章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（．．）内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
（３）特記事項に記載の（公住仕，，）内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

○ 一般共通事項

○1工事実績情報システム(CORINS)への登録（1.1.4）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

・2他工事との取り合い

別表－１による他工事との取り合いについては、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を施工に支障のきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

○3工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック（機械設備工事編）（令和５年版）」に準拠するほか、監督職員の指示による。

・4電気保安技術者の配置（1.3.2）

・要　◎不要

・5施工条件明示（1.3.3）

○施工時間
○工事用車両の駐車場所 ・敷地内 ・敷地外（　）
○資機材の置場所 ・敷地内 ・敷地外（　）
○

○6発生材の処理等（1.3.9）

［発生土］
○構内指示の場所に敷均し　○構外指示の場所にたい積
○構内指示の場所にたい積　○構外搬出指示の場所にたい積
たい積場所（　）　たい積場所（　）
○構外搬出適切処理
（処理場所は入札条件書（特記事項）による）
・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。

［発生土以外の発生材］

・引渡しを要するもの	○有	名称（　）	○無
・特別管理型産業廃棄物	○有	名称（　）	○無
		処理方法（　）	
・再利用及び再資源化を図るもの	○有	名称（　）	○無

●引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。

上記に指定されていないものは、標仕1.3.9(2)(ｴ)及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。

（１）建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。
（２）建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
（３）建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
（４）建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
（５）建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○7機材の品質等

（１）本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するのものとし、同等品を使用のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。
　なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集「建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。
（２）機材の承諾図の作成は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事機材承諾図様式集」によるほか、監督職員の指示による。
（３）機材の能力、容量等は設計図書に定める数値以上とする。ただし電流値、燃料消費量、圧力損失等は原則として設計図書に定める数値以下とする。

・8耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

（１）設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所ほか		○特定の施設 重要機器	○特定の施設 一般機器	○一般の施設 重要機器	○一般の施設 一般機器
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

※１ オイルタンク等を含む。

重要機器
○給水装置　○排水装置　○換気機器　○空調機器
○熱源機器　○防災設備　○監視制御設備　○危険物貯蔵装置
○火を使用する設備　○避難経路上に設置する機器　○

上層階の定義は次による。
２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、
10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層４階

（２）設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

既存基礎を再利用して重要な機器を取付ける場合は以下の試験を実施すること。
（○引張試験 ○ ）

・9施工計画調査

改修標仕第1編1.5.1及び1.5.2及び下記による。

○本工事	○別途	
調査項目	○既存資料調査	○
調査範囲	○図示	○
調査方法	○図示	○

●はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。

・10技能士

○配管施工（配管工事） ○建築板金施工（ダクト製作及び取付け）
○熱絶縁施工（保温工事） ○冷凍・空気調和機器施工（冷凍空調機器の据え付け）

○11完成図（1.7.2,3）

○作成する　○作成しない
○完成図　○製本　提出部数 ○２部 ○ 部
複写２つ折り製本、製本サイズは監督員の指示による。
○ＣＤ－Ｒ　提出部数（　）部
○施工図　提出部数 ○２部 ○ 部
○保全に関する資料　提出部数 ○２部 ○ 部
公共住宅工事においては次のものを提出する。
●住戸内取付け機器の取扱い説明書（各住戸毎作成）
○保全指導書（共用部分）

○12施工図等の取り扱い（1.7.2）

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

○13標識その他（1.7.4）

○機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を書いた取扱説明板を設置する。表示内容は監督職員の指示による。

○14電子納品

●適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン（第11版）」とする
設計CADﾃﾞｰﾀの貸与　○無　●有（著作者名 ●設計者 ・その他（　））
●貸与するCADﾃﾞｰﾀを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
●書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○15ゴム製品等の品質確認等について

本工事に東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、「ゴム製品等」という。）を使用する場合には、受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）と資本面、人事面で関係がない者）によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。

なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

○16化学物質を発散する建築材料等（1.5.8）

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（５）を満たすものとする。

（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

（２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（３）接着剤は可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。
（４）接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（５）（１）、（３）及び（４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○17調査試験に対する協力

（１）受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
（２）受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○18火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち１以上に加入する。

契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。

保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○19法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○20下請負人の選定及び工事材料の選定

○受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
○受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

○21交通安全管理（1.3.6）

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和６年５月31日以前：平成21年９月30日栃木県公安委員会告示第54号、令和６年６月１日以降：令和５年11月30日栃木県公安委員会告示第61

○ 換気設備

・1ダクト

○低圧ダクト
○コーナーボルト工法（●共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法）
○アングルフランジ工法
○スパイラルダクト
○高圧１ダクト（適用範囲は図示）
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
○厨房排気系統の長方形ダクトの板厚は、標仕より1番手厚いものを使用する。

・2風量測定口

取付け位置は図示による。

・3排気ダクトのシール

○浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統 ○厨房系統

・4チャンバー

空気調和設備の当該項目による。

・5保温

○全熱交換器ダクトの保温（施工範囲は図示）
●外気(OA) ○給気(SA) ○還気(RA) ●排気(EA) ○（　）
○隠ぺい部ダクトの保温仕様h・（イ）・Ⅸの適用（施工範囲は図示）
○厨房 ○湯沸室 ○（　）

○ 排煙設備

・1ダクト

●亜鉛鉄板製 ○鋼板製

・2排煙口

型式は図示による。
手動開放装置 ○電気式 ○ワイヤー式
遠隔開放操作 ○要 ○不要

・3排煙風量測定

建築設備定期検査業務基準書（(一財)日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

○ 自動制御設備

・1構成その他

図示による。

・2電気計装工事の配線

屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○ 衛生器具設備

・1和風便器

○耐火カバーを設置する。（下部がピット及び土間部を除く。）

・2洗面器及び手洗器

水栓は止水栓付属とする。

・3衛生器具附属水栓

○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

・4衛生器具ユニット

ユニットの配管材料は、別図衛生器具ユニットの仕様表とする。

・5標記板

取付け位置　○大便器　○小便器　○
材質　○陶器製　○

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. ０６０６６		管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 機械設備工事特記仕様書(1)	設計 R07.02.28		
	縮尺 S＝N.S.		従事する建築士 一級建築士登録番号 号
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928	図面No. M－０１		従事する建築士 一級建築士登録番号 号
	承認	検図	

○ 共通工事

○1電動機

換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

・2総合調整

●本工事 ○別途
●初期運転状況の記録
○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度の測定
○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定
○飲料水の水質の測定(水道法施工規則(昭和32年厚生省令第45号)第10条による水質検査)
○雑用水の水質測定（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第２条の「建築物環境衛生管理基準」による。）
試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力(電力デマンド)を抑制するよう計画し、監督員と協議すること。

・3スリーブ

外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ
●つば付き鋼管スリーブ
●鋼管またはビニル管に非加硫ブチルゴム系止水材を巻き付けて止水するスリーブ

・4配管施工の一般事項

○建築物導入部配管の配管要領(排水及び通気配管を除く)
標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)の(○(a) ○(b) ●(c))による。
埋設配管がビニル管、ポリエチレン管の場合の配管要領は監督員との協議による。
都市ガス設備の配管要領はガス事業者の承認するものとする。
○建築物エキスパンションジョイント部の配管要領
標準図(建築物エキスパンションジョイント部配管要領)の(●(a) ○(b))による。
○さや管ヘッダー配管システム
13mm以下の樹脂管には消音テープ巻きを行う。

・5管の接合

ステンレス鋼管
呼び径65Su以下のステンレス鋼管は拡管式メカニカル接合とする。
溶接接合における溶接部の非破壊検査
適用範囲
すべての溶接接合配管(○使用圧力が0.1MPa未満の配管を除く)
突合せ溶接部の検査の種類
○放射線透過検査(RT) ●浸透探傷検査または磁粉探傷検査(PTまたはMT)

・6勾配、吊り及び支持

電気亜鉛めっきなどによる防錆処理を施した全ねじボルトを切断して吊り用ボルトとして使用する場合、切断面の面取り及び空気に触れる側の切断端部の防錆処理を行う。
ステンレス鋼製の吊り金物・Uボルトなどを使用する場合、鋼製の配管・支持材などへの腐食の影響を考慮する。

・7試験

（１）各種配管の試験は、新設配管に適用する。
（２）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

・8保温工事

標仕第２編第３章第１節によるほか下記による。
○防凍保温
屋外露出配管 (給水管、消火管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレン管、弁類を含む)は防凍保温を行う。保温材の厚さは呼び径25mm以下のものは50mm、呼び径32mm以上のものは40mm以上とする。

●一般保温
空気調和設備工事の保温については下記による。

	区分	施工箇所	保温の種別	備考
管（継手及び弁類を含む。）	温水管（膨張管を含む。）	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅰ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ	
		暗渠内(ピット内を含む)	D・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅰ	
	蒸気管(低圧(0.1MPa未満)の蒸気)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅱ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅱ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ	
		暗渠内(ピット内を含む)	D・(ロ)・Ⅱ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅱ	
	冷水・冷温水管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅲ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅲ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C1・(ロ)・Ⅲ	
		暗渠内(ピット内を含む)	D・(ロ)・Ⅲ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅲ	
	冷水管(冷水温度2～4℃)	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅳ	
		天井内、パイプシャフト内	C1・(ハ)・Ⅳ	
	ブライン管(ブライン温度-10℃)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ハ)・Ⅴ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅴ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C1・(ハ)・Ⅴ	
		暗渠内(ピット内を含む)	D・(ハ)・Ⅴ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ハ)・Ⅴ	
	冷媒管(冷媒用断熱材被覆銅管見え掛り部)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅰ	
機器 タンク	冷水タンク		F1・(ロ)・Ⅸ	
	冷温水タンク			
	温水タンク		G1・(ロ)・Ⅸ	
	還水タンク			
	熱交換器			
	膨張タンク		G1・(ロ)・Ⅷ	
機器 ヘッダー	冷水ヘッダー		F1・(ロ)・Ⅸ	屋外F3
	冷温水ヘッダー			
	温水ヘッダー		G1・(ロ)・Ⅸ	屋外G3
	蒸気ヘッダー			
一般ダクト	長方形ダクト	屋内露出(一般居室、廊下)	J1・(ロ)・XI	
		機械室、書庫、倉庫	I・(ロ)・XI	
		屋内隠ぺい・ダクトシャフト内	I・(ロ)・XI	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	K3・(ロ)・XI	
	スパイラルダクト	屋内露出(一般居室、廊下)	O1・(ロ)・XI	
		機械室、書庫、倉庫	N・(ロ)・XI	
		屋内隠ぺい・ダクトシャフト内	N・(ロ)・XI	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	P3・(ロ)・XI	
消音内貼	サプライチャンバー		M・(ロ)・Ⅸ	
	消音チャンバー		L・(ロ)・Ⅷ	
	消音エルボ			
排煙ダクト	長方形	屋内隠ぺい	I・(イ)・XI	
	円形	屋内隠ぺい	N・(イ)・XI	
煙道	長方形		H1・(イ)・X	
	円形		H1・(イ)・X	

給排水衛生設備工事の保温については下記による。

	区分	施工箇所	保温の種別	備考
管（継手及び弁類を含む。）	給水管(○消火管)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅶ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c・(ロ)・Ⅶ	
		暗渠内(ピット内を含む)	d・(ハ)・Ⅶ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ	
	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅶ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c・(ロ)・Ⅶ	
		浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ	
	給湯管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅰ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c・(ロ)・Ⅰ	
		暗渠内(ピット内を含む)	d・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ロ)・Ⅰ	
機器	鋼板製のタンク		f1・(ロ)・Ⅷ	屋外f3
	貯湯タンク		g1・(ロ)・Ⅸ	屋外g3
	排気筒	隠ぺい箇所	h・(イ)・Ⅸ	

公共住宅工事における給排水衛生設備工事の保温については下記による。

	区分	施工箇所	保温の種別	備考
管（継手及び弁類を含む。）	給水管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫 メーター室内 階下のあるトレンチ内	b・(ロ)・Ⅶ	
		天井内、木造壁内、空隙壁中 台所流し台裏及び浴室ユニット内 住戸内のパイプシャフト内 住戸外のパイプシャフト内	c・(ロ)・Ⅶ	
		階下のないトレンチ内 暗渠内(ピット内を含む)	d・(ハ)・Ⅶ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)	e3・(ハ)・Ⅶ	
	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫 階下のあるトレンチ内	b・(ロ)・Ⅶ	
		天井内、木造壁内、空隙壁中 住戸内のパイプシャフト内	c・(ロ)・Ⅶ	
	給湯管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫 メーター室内 階下のあるトレンチ内	b・(ロ)・Ⅰ	
		天井内、木造壁内、空隙壁中 スラブ、床板間転がし配管 台所流し台裏及び浴室ユニット内 浴室ユニット下部の配管及びネダフォーム下部 住戸内のパイプシャフト内 住戸外のパイプシャフト内	c・(ロ)・Ⅰ	
		階下のないトレンチ内 暗渠内(ピット内を含む)	d・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)	e3・(ロ)・Ⅰ	
機器	鋼板製のタンク		f1・(ロ)・Ⅷ	屋外f3
	貯湯タンク		g1・(ロ)・Ⅸ	屋外g3
	排気筒	隠ぺい箇所	h・(イ)・Ⅸ	

保温の種別B及びbの外装材 ○原紙＋アルミガラスクロス ●アルミガラス化粧原紙

・9塗装工事

下記の金属電線管は塗装を行う。
○屋外露出部 ○屋内露出部 ○
下記の保温を行わないダクトは、塗装を行わない。
○ ○

○10仮設工事

（１）本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
（２）足場及び作業構台の類
○本工事で設置する。
○改修標仕第１編2.2.1によるほか下記による。
○内部足場の種別(○ 種 ○ 種)
○外部足場の種別(○ 種 ○ 種)
○別契約の関係請負者が定置したものを無償で使用できる。

・11地業工事

下記の基礎部には捨コンクリート地業を行う。
○受水槽 ○浄化槽 ○

・12コンクリート工事

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、施工に先立ち配合計画書を監督職員に提出する。

・13鋼材工事

屋外部分の材料 ●溶融亜鉛めっき(●２種35) ○ステンレス鋼製(SUS304)

○ 空気調和設備

・1設計温湿度

	外気		屋内(調整目標) 一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

・2鋼板製煙道

付属品(取付位置は図示による。)
○ばい煙濃度計の取付座　○ばいじん量測定口
○伸縮継手　○掃除口

・3ダクト

○低圧ダクト
○コーナーボルト工法(●共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法)
○アングルフランジ工法
○スパイラルダクト
○高圧１ダクト(適用範囲は図示による。)
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

・4風量測定口

取付け位置は図示

・5チャンバー

（１）消音内貼を施すチャンバーの表示寸法は外寸とする。
（２）空気調和機に用いるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクトの分岐・合流に用いる消音内貼りを施したチャンバーには点検口を設ける。(寸法は図示による。)
（３）ガラリに直接取付けるチャンバー類は雨水等の滞留のないよう施工する。

・6配管材料

冷温水管	○
冷却水管	○
油管	○
蒸気管給気管	○
還管	○
高温水管	○
冷媒管	○冷媒用断熱材被覆銅管
膨張管、空気抜き管、ドレン管(蒸気管・ボイラ等)及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管	○
空気調和機及びファンコイルユニットの排水管・ドレン管	○

・7弁類

JISまたはJV ○5K ○10K(図示部分)
65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。
○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

・8圧力計、連成計及び水高計

取付け位置は図示による。

・9温度計

取付け位置は図示による。

・10油面制御装置

油面制御盤には下記の端子を設ける。
○給油ポンプ制御　○満油警報　○遠隔警報　○電磁弁制御
○返油ポンプ制御　○減油警報　○
なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

・11保温

○空気調和機ダクトの保温(施工範囲は図示による。)
●外気(OA) ●給気(SA) ○還気(RA) ○( )
○膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、共通工事 8保温工事の温水管の項による。
○建物内の空気抜き管の保温は、共通工事 8保温工事の温水管の項による。
○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、共通工事 8保温工事の排水管の項による。

○ 換気設備

・1ダクト

○低圧ダクト
○コーナーボルト工法(●共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法)
○アングルフランジ工法
○スパイラルダクト
○高圧１ダクト(適用範囲は図示)
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
○厨房排気系統の長方形ダクトの板厚は、標仕より1番手厚いものを使用する。

・2風量測定口

取付け位置は図示による。

・3排気ダクトのシール

○浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統 ○厨房系統

・4チャンバー

空気調和設備の当該項目による。

・5保温

○全熱交換器ダクトの保温(施工範囲は図示)
●外気(OA) ○給気(SA) ○還気(RA) ●排気(EA) ○( )
○隠ぺい部ダクトの保温仕様h・(イ)・Ⅸの適用(施工範囲は図示)
○厨房 ○湯沸室 ○( )

○ 排煙設備

・1ダクト

●亜鉛鉄板製 ○鋼板製

・2排煙口

型式は図示による。
手動開放装置 ○電気式 ○ワイヤー式
遠隔開放操作 ○要 ○不要

・3排煙風量測定

建築設備定期検査業務基準書((一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

○ 自動制御設備

・1構成その他

図示による。

・2電気計装工事の配線

屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○ 衛生器具設備

・1和風便器

○耐火カバーを設置する。(下部がピット及び土間部を除く。)

・2洗面器及び手洗器

水栓は止水栓付属とする。

・3衛生器具附属水栓

○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

・4衛生器具ユニット

ユニットの配管材料は、別図衛生器具ユニットの仕様表とする。

・5標記板

取付け位置　○大便器　○小便器　○
材質　○陶器製　○

工事名	No.	管理建築士
益子町立中学校体育館空調設備設置工事	06066	古澤 康夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 機械設備工事特記仕様書(2)	設計 R07.02.28 縮尺 S = N.S.	従事する建築士 一級建築士登録番号 号
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928	図面No. M－０２ 承認 検図	従事する建築士 一級建築士登録番号 号

○ 給水設備

・1配管材料

給水引込管(直結部分) 水道事業者の指定による ○
地中埋設部
○水道用ポリエチレン二層管　○水道配水用ポリエチレン管
○塩ビライニング鋼管(SGP-VD)　○
一般部
○塩ビライニング鋼管(SGP-VA)　○塩ビライニング鋼管(SGP-VB)
○

・2水栓

○台所流し用の水栓は泡沫式とする。
○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
○凍結防止機能付水栓(サーモエレメント式)を設置する。(取付け位置は図示)

・3量水器

○親メーター(○貸与品　○　)
○子メーター(○買い取り ○　)

・4量水器桝

○水道事業者指定品(○貸与品 ○買い取り) ○標準図MC形

・5弁類

JISまたはJV ○水道直結部分(○10K ○　)
○その他の部分(○5K ○　)
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

・6管の埋設深さ

管の上端より原則として、一般敷地は(30cm)構内道路は(60cm)以上とする。
ただし、凍結深度以上とする。
埋戻しは管の上端より100mmまでは山砂を使用する。

・7水栓柱

○合成樹脂製 ○アルミニウム合金製

・8引込納付金等

○要(○本工事 ○別途工事) ○不要

○ 排水設備

・1配管材料

屋内	汚水管	○排水用塩ビライニング鋼管	○耐火二層管
		○ビニル管(VP)	○
	雑排水管	○排水用塩ビライニング鋼管	○耐火二層管
		○ビニル管(VP)	○
	通気管	○鋼管(白管)	○耐火二層管
		○ビニル管(VP)	○
屋外	第一桝まで	○ビニル管(VP)	○ビニル管(VU)
		○	
	桝間	○ビニル管(VP)	○ビニル管(VU)
		○	

ビニル管(VP)はカラー管とする。
ただし、露出配管以外の部分は、JISに規定の標準色とすることができる。

・2洗面器等の排水管

洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。
大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管はビニル管(VP)とする。
○台所流し等の床上露出部分の配管はビニル管(VP)でもよい。

・3満水試験継手

取付け位置は図示による。

・4放流納付金等

○要(○本工事 ○別途工事) ○不要

○ 給湯設備

・1配管材料

○給湯用塩ビライニング鋼管 ○ステンレス管 ○

・2弁類

JISまたはJV ○5K ○10K(図示部分)
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

○ 消火設備

・1配管材料

屋内消火栓	一般	○鋼管(白管)	○
	地中	○外面被覆鋼管(SGP-VS)	○
連結送水管	一般	○	
	地中	○	

○ 厨房設備

・1厨房用熱源
図示による。
・2機器の機能等
図示による。
・3機器の寸法
概略寸法とする。

○ ガス設備

・1配管材料

○都市ガスガス 事業者の供給規定による。
○液化石油ガス　一般　○鋼管(白管)　○
　　地中　○合成樹脂被覆鋼管　○

・2充てん容器その他

○LPガス容器(貸与品)　(●50kg ○20kg ○10kg)×(　)本
○バルク貯槽　貯蔵量(　)kg

・3集合装置

標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による(　)本立て。

・4転倒防止等

標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)の ○(a) ○(b) による。

・5メーター

○親メーター(○貸与品　○　)
○子メーター(○買い取り ○　)

・6ガス漏れ警報器

○本工事(設置場所は図示による。) ○別途工事

・7漏洩検知装置

○要 ○不要

・8電気防食

○要 ○不要

・9引込負担金等

○要(○本工事 ○別途工事) ○不要

○ 排水処理設備

・1設備方式

○排水再利用 ○厨房除害 ○浄化槽

・2仕様等

図示による。

○ 雨水利用設備

・1設備方式

図示による。

・2配管材料

○

○ 改修・撤去工事

・1撤去内容

図示による。

・2化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中の濃度測定を行い、測定結果をまとめて報告する。

測定する化学物質の種類	●ホルムアルデヒド　●トルエン　●キシレン
	●エチルベンゼン　●スチレン　○パラジクロロベンゼン
測定方法	パッシブ型採取機器により行う。
測定対象室	図示による。
測定箇所数	図示による。
着工前の測定	○行う ○行わない

別表ー１ 他工事との取り合い

●印を適用する

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	空調工事	昇降機設置工事	
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	○	○	○	○	○	○
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクル以降）	○	○	○	○	○	○
仮設電力の電気料	○	○	○	○	○	○
本受電後の電気基本料金	○	○	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	○	○	○	○	○	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	○	○	○	○	○	○
仮設水道の引込み（メーター以降）	○	○	○	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	○	○	○	○	○	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気、機械の配管等）	○	○	○	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	○	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	○	○	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	○	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	○	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	○	○	○	○
壁・窓用換気扇の取付	○	○	○	○	○	○
壁・窓用換気扇取付枠	○	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・ＰＳ等）	○	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	○	○	○	○
防煙ダンパー用煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	○	○	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（桝及び側溝までの配管）	○	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	○	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等２次側配線	○	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤の２次側配線	○	○	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（ＦＣＵ等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	○	○	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単設型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	○	○	○	○	○
造り付け流し台	○	○	○	○	○	○
造り付け流し台排水トラップ	○	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	○	○	○	○
既製吊戸棚	○	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	○	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	○	○	○	○	○	○
昇降機の乗場ボタン、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	○	○	○	○	○	○
昇降機のピット内保守用コンセント	○	○	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	○	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	○	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	○	○	○	○	○

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. ０６０６６	管理建築士 古澤 康夫 一級建築士登録番号２２３９２５号
図名 機械設備工事特記仕様書(3)	改訂 R07.02.28	従事する建築士 一級建築士登録番号　号
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本社 栃木県宇都宮市大曲１丁目５番８号 TEL 028(622)8928	縮尺 S＝N.S.	従事する建築士 一級建築士登録番号　号
	図面No. M－０３	
	承認 / 検図	

凡　　例

記　号	名　称	仕　様
——— R ———	冷 媒 管	冷媒用被覆銅管　　JIS H 3300
——— D ———	ﾄﾞﾚﾝ管	空調ドレン用結露防止層付塩化ビニル管
———//———	渡 り 配 線（電源.接地）	EM-CE 2.0sq-3C
———//———	制 御 配 線	EM-CEE 1.25sq-2C
———//———	リモコン配線	EM-MEES 0.75sq-2C
RC	リモコンｽｲｯﾁ	メーカー標準品

Ⓐ システム図

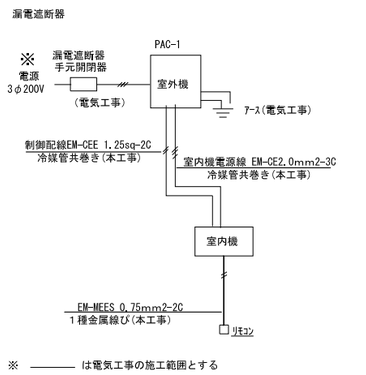

※ ——— は電気工事の施工範囲とする

Ⓑ 冷媒配管

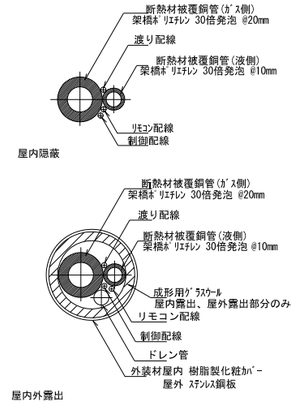

Ⓒ 空調室内機(天吊型)設置要領図

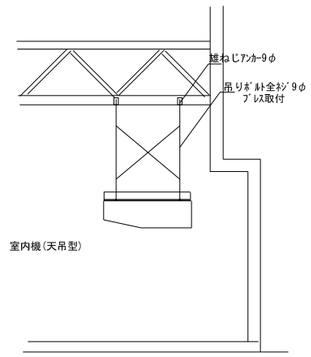

Ⓓ 空調室内機(天吊型)設置要領図

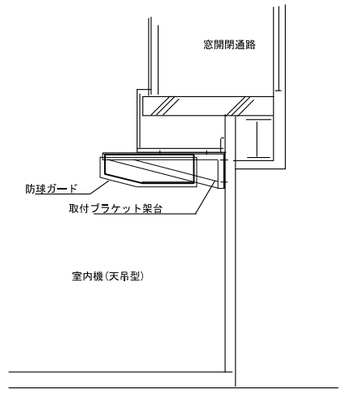

Ⓔ ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ取付要領図

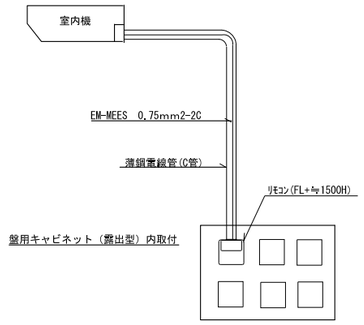

※設置位置は監督員に確認すること。

Ⓕ 空調屋外機基礎

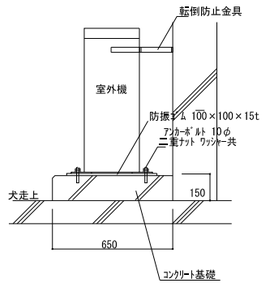

※公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
基礎施工要領による

Ⓖ

Ⓗ

Ⓘ

Ⓙ

Ⓚ

Ⓛ

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事		Ｎｏ． ０６０６６	管理建築士 古 澤 康 夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図　名 空調設備工事　凡例		製図 R07.02.28 縮尺 S = N.S.	従事する建築士 一級建築士登録番号　　号
株式会社 **フケタ設計** 代表取締役　三柴　富男　一級建築士登録番号　８９４７９号 本　　社　栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号　TEL 028(622)8928		図面Ｎｏ．M－０４ 承認　検図	従事する建築士 一級建築士登録番号　　号
			従事する建築士 一級建築士登録番号　　号

機器仕様表（2）

図示記号	名　称	機　器　仕　様	備　考	電源　消費電力			田野中学校		益子中学校		七井中学校				設置台数合計
				相	電圧：V	容量：kw	コート	2階卓球室	コート	2階卓球場	アリーナ				
PAC-1	パッケージエアコン	（天井吊型.シングル）　160型	参考型式：RP-GP160RGH7	3	200	4.94	8		10		10				28
		冷房能力：14.0kw　暖房能力：16.0kw				（室外機電源）									
		室内機：送風機　37.0m3/min×0.16kw													
		予備フィルター共													
		室外機：圧縮機　2.85kw　送風機　0.07kw×2													
		冷媒：R32													
		防護ネット（細ピッチ仕様）共													
		RC基礎　転倒防止金具													
PAC-2	パッケージエアコン	（天井吊型.シングル）　160型	参考型式：RP-GP160RGH7	3	200	4.94		1		1					2
		冷房能力：14.0kw　暖房能力：16.0kw				（室外機電源）									
		室内機：送風機　37.0m3/min×0.16kw													
		予備フィルター共													
		室外機：圧縮機　2.85kw　送風機　0.07kw×2													
		冷媒：R32													
		防護ネット（細ピッチ仕様）共													
		RC基礎　転倒防止金具													
	室内機防球ガード	1,950W×800D×300H	参考型式：BG-2000				8		10		10				28
		丸鋼　6φ　ポリ粉体塗装	（ネミー）												
	室内機取付架台	（ブラケット）　鋼製.OP	L-50×50×6ｔ				8		10	1	10				29
		参考寸法：1,950W×1,000D×350H													
	室内機吊架台	参考寸法：1,800W×620D　鋼製.OP	L-65×65×6ｔ					1							1
		耐震振れ止め													
RC	リモコン		PC-ARFG3				8	1	10	1	10				30

工事名　益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No.　０６０６６	管理建築士　古澤 康夫　一級建築士登録番号２２３９２５号
図名　空調機器仕様表（2）中学校	設計　R07.02.28	従事する建築士　一級建築士登録番号　号
	縮尺　S＝N.S.	従事する建築士　一級建築士登録番号　号
株式会社 フケタ設計　代表取締役　三柴　富男　一級建築士登録番号　８９４７９号　本　社　栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号　TEL 028(622)8928	図面No.　M－０５	
	承認　検図	

栃木県芳賀郡益子町大字長堤402番地

案内図　　N.S

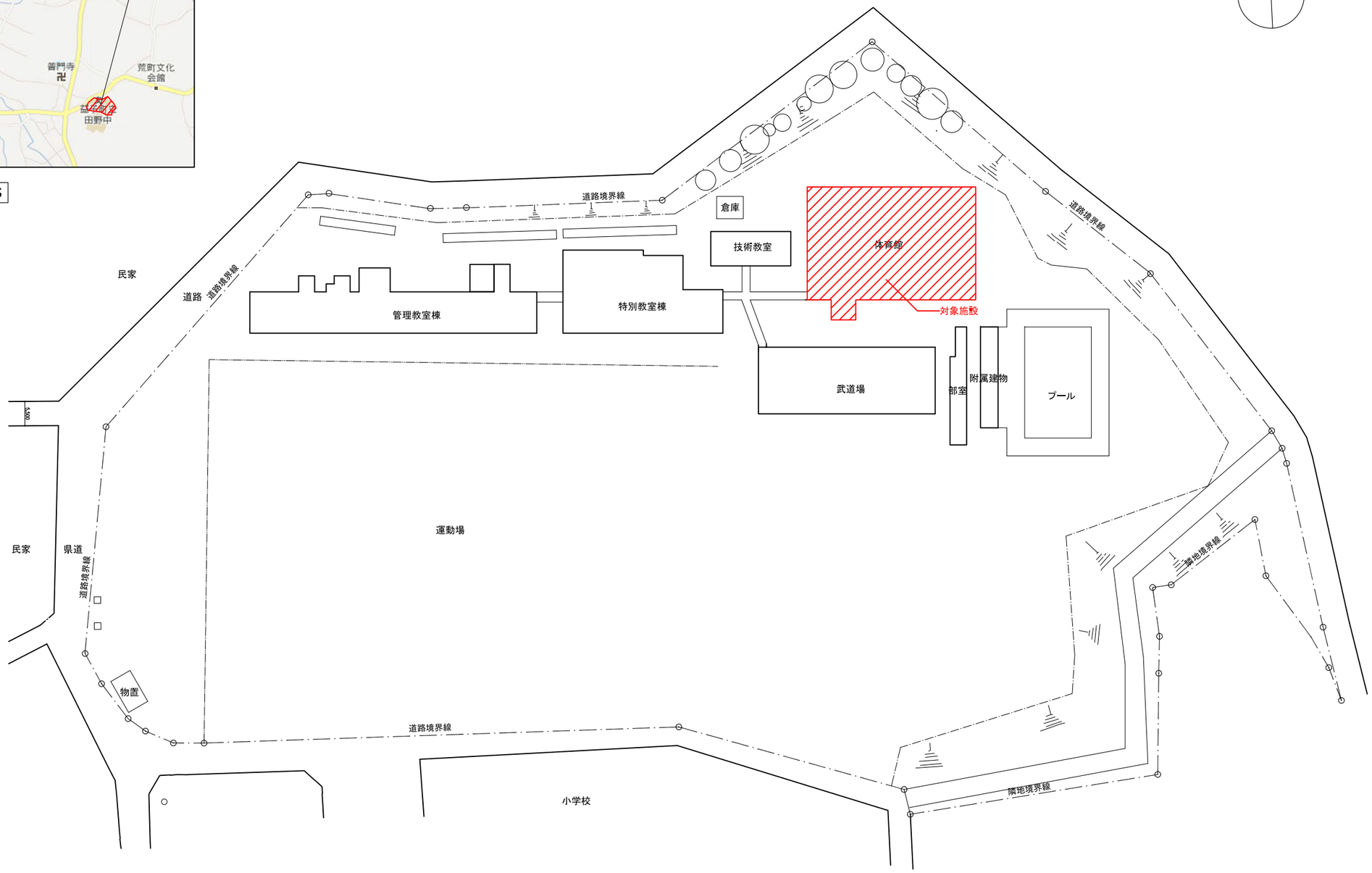

配置図　　S=1/500

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. ０６０６６	管理建築士 古 澤 康 夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 案内図・配置図（田野中学校）	設計 R07.02.28 縮尺 A1:1/500, A3:1/1000	従事する建築士 一級建築士登録番号　　号
株式会社 フケタ設計 代表取締役　三柴　富男　一級建築士登録番号　８９４７９号 本　社　栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号　TEL 028(622)8928	図面No. aA－０１ 承認　検図	従事する建築士 一級建築士登録番号　　号

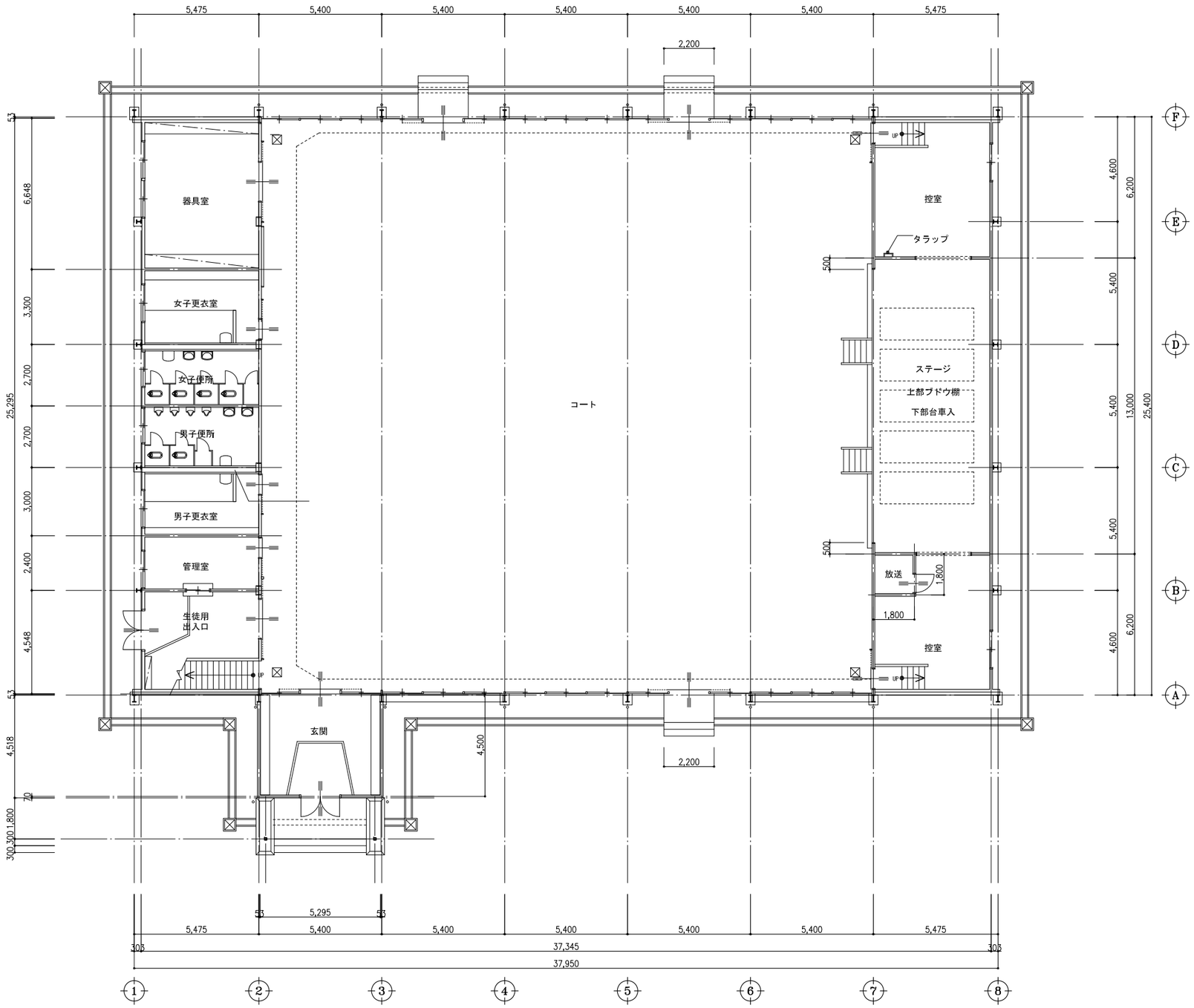

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. ０６０６６	管理建築士 古 澤 康 夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 平面図（アリーナ）（田野中学校）	設計 R07.02.28 縮尺 A1:1/100,A3:1/200	従事する建築士 一級建築士登録番号 号
株式会社 **フケタ設計** 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本 社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928	図面No. aA－０２ 承認 検図	従事する建築士 一級建築士登録番号 号

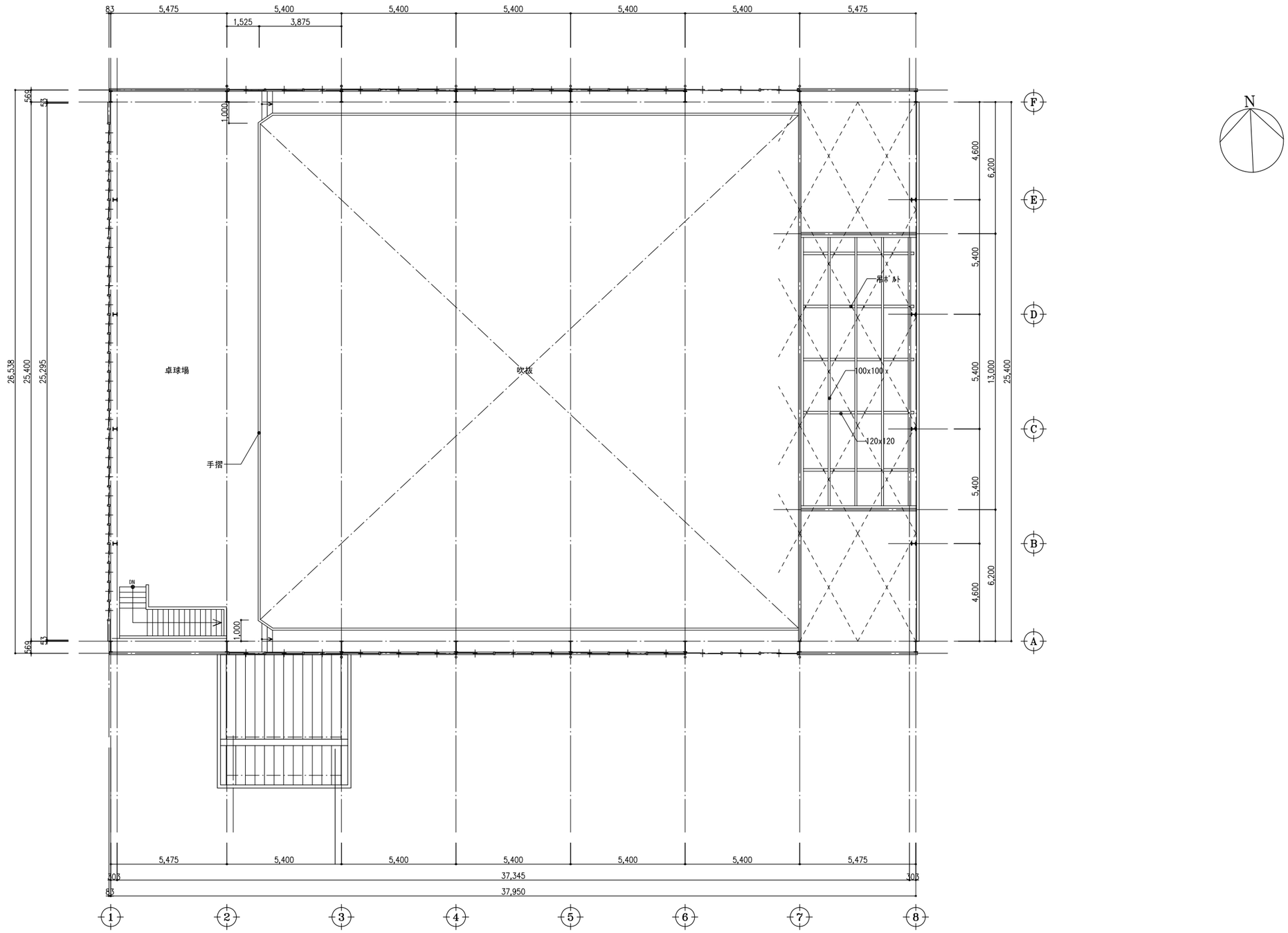

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. ０６０６６	管理建築士 古 澤 康 夫 一級建築士登録番号 ２２３９２５号
図名 平面図(キャットウォーク)（田野中学校）	年月日 R07.02.28 縮尺 A1:1/100,A3:1/200	従事する建築士 一級建築士登録番号 号
株式会社 フケタ設計 代表取締役 三柴 富男 一級建築士登録番号 ８９４７９号 本 社 栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号 TEL 028(622)8928	図面No. aA－０３ 承認 検図	従事する建築士 一級建築士登録番号 号

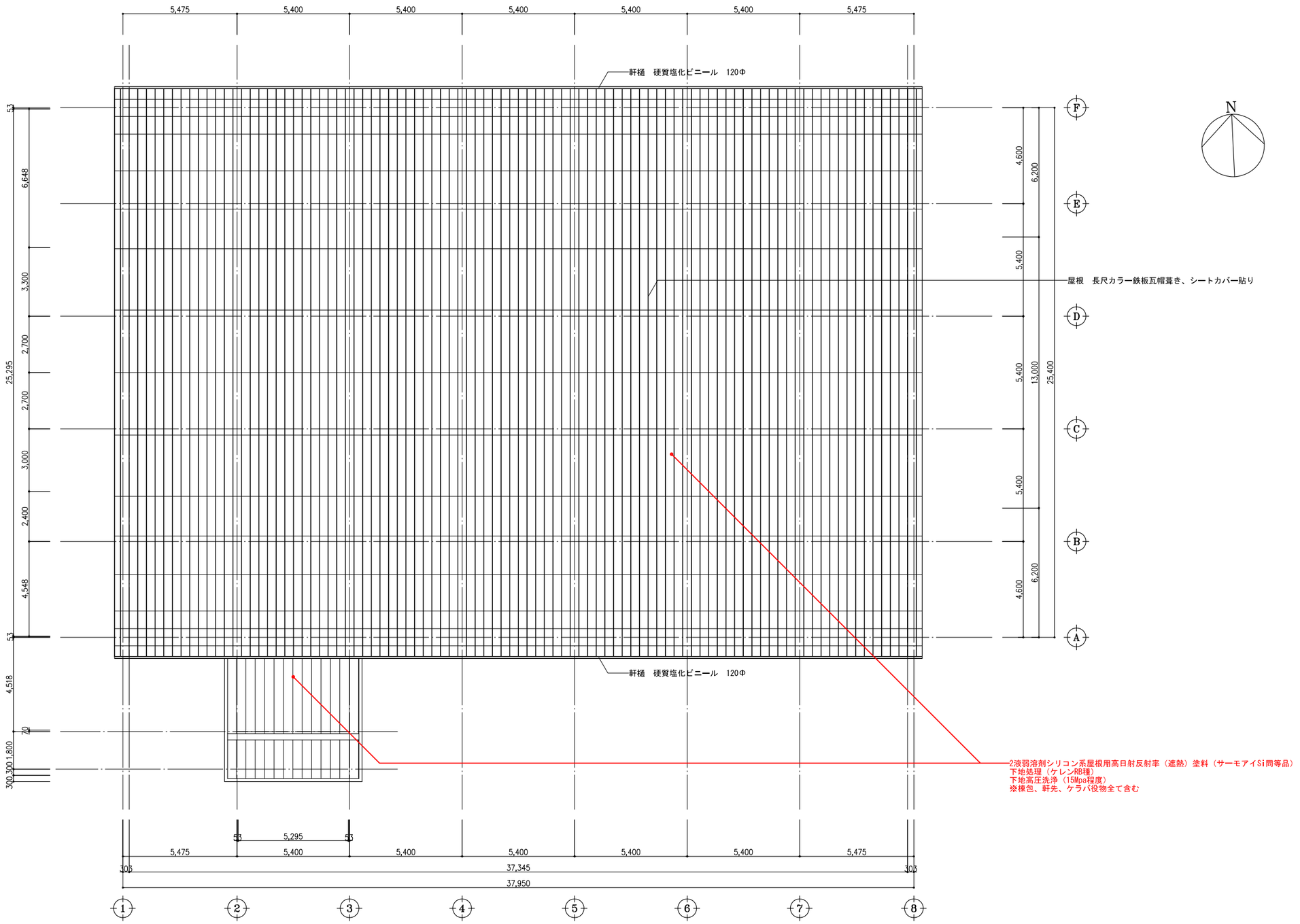

工事名 益子町立中学校体育館空調設備設置工事	No. ０６０６６		管理建築士 古澤　康夫 一級建築士登録番号２２３９２５号
図名 屋根伏図（田野中学校）	作成 R07.02.28		
	縮尺 A1:1/100, A3:1/200		従事する建築士 一級建築士登録番号　号
株式会社 フケタ設計 代表取締役　三柴　富男　一級建築士登録番号　８９４７９号 本　社　栃木県宇都宮市大曽１丁目５番８号　TEL 028(622)8928	図面No. aA－０４		
	承認	検図	従事する建築士 一級建築士登録番号　号